

厚木市環境基本計画

(第5次厚木市環境基本計画)

(案)

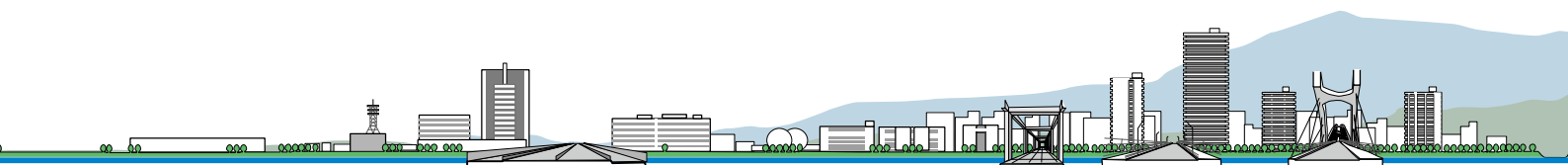


令和 年 月

厚 木 市

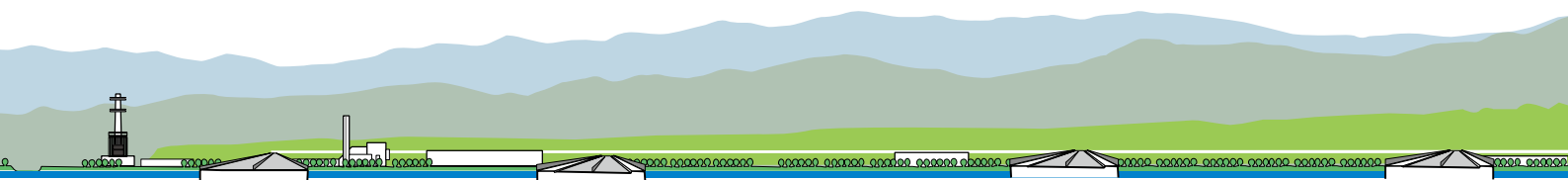
目次

第1章 私たちの暮らしを支える環境について考えてみましょう	1
1 環境をめぐる潮流と今後の方向.....	2
2 市民の環境に関する意識や意向.....	4
3 環境の現状と課題.....	6
4 環境保全等の取組の現状（前計画の進捗状況等）.....	10
第2章 厚木市環境基本計画（計画の役割と推進に向けて）	13
1 計画の役割と基本理念.....	14
2 計画の推進に向けて.....	16
第3章 計画が目指す望ましい環境像とその実現に向けた取組の方向	19
1 望ましい環境像と基本目標.....	20
2 計画で進めていく施策の体系と重点取組.....	22
3 計画の推進.....	25
第4章 計画が進める取組（基本施策・重点取組の展開）	27
基本目標Ⅰ 持続可能な脱炭素社会の推進・循環型都市の実現	
基本施策Ⅰ-1 気候変動の影響把握と適応の推進.....	28
基本施策Ⅰ-2 エネルギーを有効活用する社会の構築.....	30
重点取組Ⅰ-2-① 地域でのエネルギー有効活用の推進	
重点取組Ⅰ-2-② スマートライフの普及・促進	
基本施策Ⅰ-3 ごみの発生抑制・循環利用の推進.....	34
重点取組Ⅰ-3-① ごみの減量化・資源化の推進	
基本目標Ⅱ 自然と共生した魅力ある都市の実現	
基本施策Ⅱ-1 生物多様性の保全と普及.....	38
重点取組Ⅱ-1-② 生物多様性に関する調査・普及啓発	
基本施策Ⅱ-2 農林地、里地里山等の保全と再生.....	42
重点取組Ⅱ-2-① 里地里山の自然環境の保全と再生、活用	
基本施策Ⅱ-3 身近な緑と水辺の保全と創出.....	46
重点取組Ⅱ-3-② 身近な緑の保全と創出	
基本目標Ⅲ 安心・安全で快適な暮らしが楽しめる都市の実現	
基本施策Ⅲ-1 まち歩きや自転車が楽しめるまちづくりの推進.....	50
重点取組Ⅲ-1-①②③ まち歩きや自転車が楽しめるまちづくりの推進	
基本施策Ⅲ-2 地域美化の推進.....	54
基本施策Ⅲ-3 健康で快適な生活環境の確保.....	55



基本目標Ⅳ 環境を考え、楽しむ「あつぎエコスタイル」の推進

基本施策Ⅳ-1 環境情報の発信・共有の促進	57
重点取組Ⅳ-1-② 環境教育・環境学習教材の充実と提供	
基本施策Ⅳ-2 環境イベント・キャンペーンの実施	60
重点取組Ⅳ-2-① 『あつぎエコスタイル』づくりの推進	
基本施策Ⅳ-3 環境教育・環境学習・環境保全活動の支援	63
重点取組Ⅳ-3-① 環境教育・環境学習の推進	



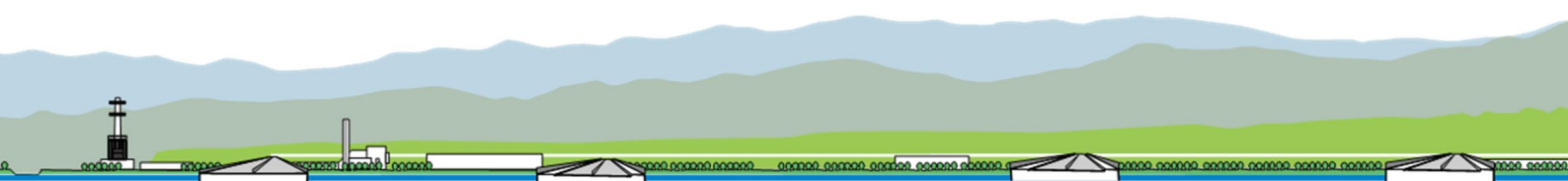


第21回『あつぎ環境写真展』 市長賞 「豊かな水、みどりの環境と自然の恵み」

第 1 章

私たちの暮らしを支える環境について 考えてみましょう

- 1 環境をめぐる潮流と今後の方向
- 2 市民の環境に関する意識や意向
- 3 環境の現状と課題
- 4 環境保全等の取組の現状（前計画の進捗状況等）



1 環境をめぐる潮流と今後の方向

世界では、人口の急増と経済発展に伴う一人当たりの環境負荷の増加もあいまって、温室効果ガスの排出など人間活動に伴う環境負荷が相乗的に増加するとともに、天然資源・エネルギー、水、食料等の需要拡大を招いています。

その結果、地球温暖化を始め、生物種の減少、マイクロプラスチック等による海洋汚染、難分解・高蓄積性の有害化学物質による汚染などが深刻化しており、水、大気、食物連鎖等を通じた私たちの健康や生態系への影響が懸念されています。

あわせて、気候変動による自然災害等の極端な自然現象の増加、環境の変化と影響など、様々なリスクが増大しています。

また、令和2(2020)年に世界中に拡大した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、世界の人・モノの動きや社会経済活動が大きく制限されるなど、様々な分野に深刻な影響をもたらしています。今後、環境基本計画を進めていくに当たっては、柔軟に対応していく必要があります。

(1) 持続可能な世界に向けて

持続可能な世界を達成するために、平成27(2015)年9月の国連サミットで令和12(2030)年までの「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。そして、「誰一人取り残さない」という理念の下、全ての国に適用される普遍的な目標「持続可能な開発目標(SDGs)」を掲げました。

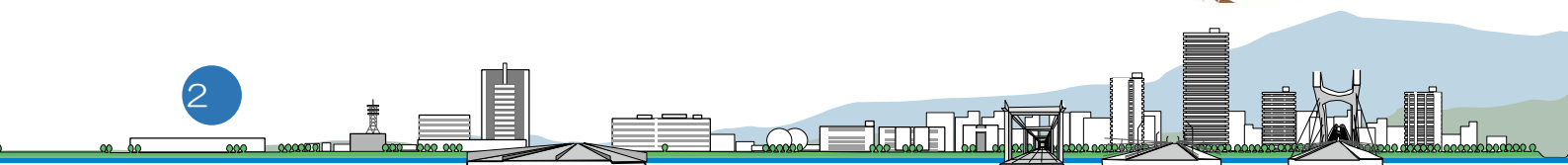
(2) パリ協定の推進(気候変動の緩和と適応に向けて)

従来、気候変動対策は、温室効果ガスの排出抑制を行うことによる気温上昇抑制対策(緩和)が中心でしたが、平成27(2015)年の国連気候変動枠組条約締約国会議で採択された「パリ協定」では、気温上昇による気候変動の影響は既に現れており、中長期的に避けられない影響に対する対策(適応)の強化が盛り込まれました。

国では、地球温暖化対策推進法(改正)と気候変動適応法を制定し、気候変動対策を温室効果ガス排出削減対策(緩和策)と気候変動の影響による被害の回避・軽減対策(適応策)の両面から対策を進めていくこととしました。

(3) 生物多様性の保全に向けて

平成22(2010)年の生物多様性条約第10回締約国会議で採択された「生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標」が令和2(2020)年度に期限を迎えるため、目標達成状況の評価と次期目標の検討などが、進められています。これらの検討を踏まえ、国では「生物多様性国家戦略」を見直していくこととしています。



(4) 健全な水循環の形成に向けて

水が人類共通の財産であることを再認識し、水が健全に循環し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、健全な水循環を維持・回復するための施策を包括的に推進していくことが不可欠になっています。

国では、平成 26（2014）年に「水循環基本法」を施行、翌年「水循環基本計画」を決定し、水循環に関する施策を国及び地方公共団体と連携し、進めていくこととしました。

(5) 資源循環（プラスチックごみ、食品ロス対策）に向けて

海洋に漂流したプラスチックごみによる海洋生物の誤食や負傷、食物連鎖による生態系への影響が懸念されています。我が国は、世界で 2 番目の一人当たりのプラスチック等の容器包装廃棄量があり、また、各国による廃棄物の輸入規制等により、その処理が大きな問題となっています。

国では、平成 30（2018）年に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、3R+Renewable を基本原則に、プラスチック資源循環、海洋プラスチック対策などの重点戦略を展開していくこととしました。



また、日本では、毎年約 600 万トンの食べ物が、食べられるにもかかわらず捨てられていると推計されています。こうした食品ロスの削減を総合的に推進することを目的に、令和元（2019）年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。

(6) 地域循環共生圏の創造

広域にわたって経済社会活動が行われている現代、それぞれの地域が閉じた経済社会活動を行うことは困難であり、各地域間で補完し合うことが重要となっています。

国の第五次環境基本計画において、各地域がその特性をいかした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と地域資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮される「地域循環共生圏」の創造を提唱しています。



2 市民の環境に関する意識や意向

(1) 市民の環境保全への取組状況について

新たな環境基本計画の策定に当たり実施したアンケートでは市民・親子・事業者における環境配慮等の取組の普及状況について尋ねました。

家庭でのエネルギー使用や有効利用に向けて

- 多くの市民が節電等の省エネルギー対策をいつも心掛けています。
- 公共交通機関の利用や自転車・徒歩での移動への心掛けも普及してきていますが、より一層の普及が重要です。
- 普及が進んでいない住宅用の再生可能エネルギーや蓄電地の普及などが、今後の課題となっています。

- 多くの市民がプラスチック製容器包装の分別徹底についていつも心掛けています。
- マイバッグ持参、食べ残しなどの食品ロスを出さないなどへの心掛けも普及してきています。
- 今後、循環型都市の実現に向けて、取組が遅れているリデュース・リユースの普及と推進が課題となっています。

ごみの減量・資源化に向けて

水資源の保全や快適な生活環境の保全に向けて

- 多くの市民が節水対策をいつも心掛けています。
- 地産地消や住まいの緑化、廃食用油の資源活用などの取組も進められています。
- 今後、一層の普及を始め、取組が遅れている雨水利用の普及が課題となっています。

- 住まい周辺の清掃やまちの美化活動等への参加は進められていますが、自然環境保全やリサイクル活動、公園の整備・管理活動などは、一部の市民の活動に依存している状況にあります。
- 環境イベントやキャンペーンなどは、参加したことがある方が少ないため、今後、幅広い市民が楽しみ、参加できる取組や参加機会の充実などが課題となっています。

環境保全活動に向けて

(2) 市民から見た環境問題や今後の取組の方向について

市の環境保全対策のうち、今後優先して取り組んでいく必要があると思う内容について、市民・親子・事業者に尋ねました。

- 気候変動の影響として、豪雨や災害が特に懸念されています。
- 再生可能エネルギーの普及が効果的と考えています。
- 今後、早急に取り組むべき内容として、気候変動の影響（自然災害、熱中症など）への適応及び再生可能エネルギー活用や省エネ対策などの温暖化の緩和策を優先して取り組んでいく必要があると考えています。

気候変動への適応と地球温暖化対策について

ごみの減量・資源化について

- ごみの減量化・資源化を進めていく上では、「ごみの分別とリサイクル」と「食品ロス対策」が特に必要と考えています。
- 今後、「食品ロス対策、プラごみ削減等のごみの発生源対策」を優先して取り組んでいく必要があると考えています。

- 自然環境や緑・水辺環境については、現在の良好な状況を維持して欲しいとの意見が多くあります。
- 今後、「河川・地下水などの水環境の保全と良好な水辺づくり」や「森林や農地、里地里山の保全と活用」などの取組を優先すべきと考えています。

自然環境や緑・水辺環境について

生活環境・快適環境の保全について

- 生活環境・快適環境の保全等に係る対策としては、河川・水路の水質保全と空家・空き地の管理が特に必要と考えています。

- 今後、環境学習・環境保全活動を進めていくに当たっては、「子どもの頃からの環境学習」や「地域の環境問題の情報と共有」が特に必要と考えています。

環境学習・環境保全活動について

3 環境の現状と課題

(1) 社会情勢の変化への対応

令和 2（2020）年 10 月 1 日現在の市の人口は 223,743 人（人口速報）です。市の人口総数は、市制施行以来、一貫して増加傾向で推移してきましたが、増加率としては減少傾向にあり、近年では横ばいとなっています。このまま推移すると、今後人口が大きく減少することが見込まれています。また、老年人口の増加による超高齢社会に突入しているほか、核家族化や単身世帯・高齢夫婦世帯の増加など世帯数は増加しています。

厚木市総合計画では、令和 14（2032）年の目標人口を 22 万人とし、さまざまな施策の展開を目指しています。「第 2 期厚木市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」では、合計特殊出生率の上昇と 20・30 歳代の定住促進・転出抑制に向け、地域の魅力創造・発信と都市機能・交通環境の充実、働く場の創出・経済活動の活発化、子育て環境の整備、豊かな自然環境と都市機能をいかしたまちづくりを図っていくこととしています。

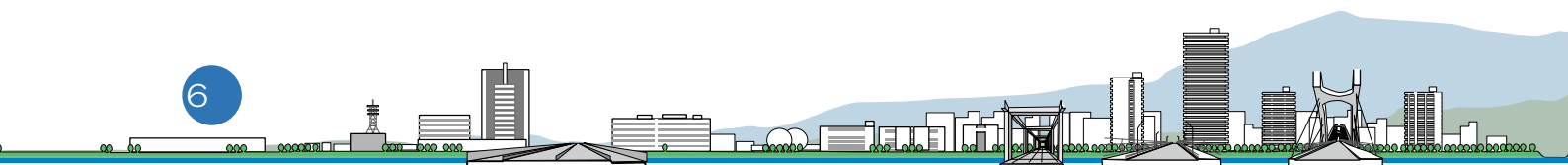
(2) 気象と気候変動の影響等

市の平均気温と最高気温は、平成 9（1997）年から平成 30（2018）年の 23 年間で、それぞれ 1℃以上高くなっています。

横浜地方気象台の「神奈川県 の 21 世紀末の気候 地球温暖化が最も進行する場合の気温と降水の予測」では、現在気候（1980～1999 年）と将来気候（2076～2095 年）の差を次のように予測しています。

項目	現在気候と将来気候の差（予測）
平均気温	・平均気温は約 4℃上昇すると予測。季節別には冬に上昇幅が大きい傾向
日最高気温	・冬に上昇幅が大きい傾向
日最低気温	・秋に上昇幅が大きい傾向
猛暑日	・現在ほとんどみられていない猛暑日が将来約 40 日増加すると予測
1 時間降水量 50mm 以上の発生	・年間の発生回数や日数は、将来気候において増加すると予測（滝のように降る雨の発生が 100 年で約 2 倍に）
無降水日の発生	・年間の回数や日数は、将来気候において増加すると予測

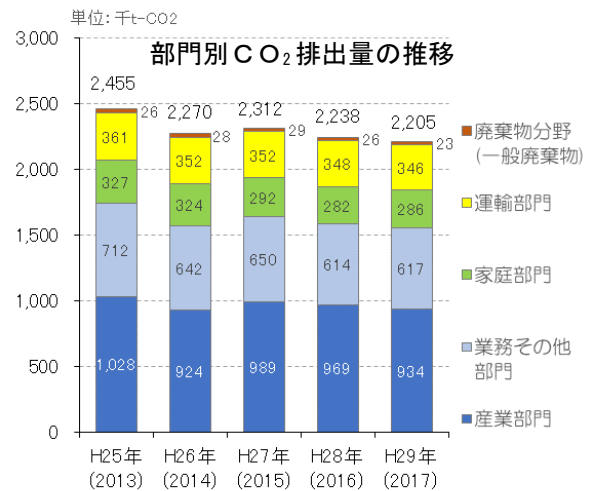
こうした気象変化は、「産業や生態系など広い分野への大きな影響と健康被害の増大」、「大雨による災害発生や水不足などのリスクの増大」が見込まれており、本市でも農林業や水資源、都市インフラへの影響を始め、熱中症の増大や感染症を媒介する生物の生息域の拡大による健康への影響などが考えられています。このため、こうした気候変動による影響の情報を共有し、事前に対策の検討と取組を進めていくことが求められています。



(3) 地球温暖化対策（温室効果ガスの排出量削減）の現状等

第4次厚木市環境基本計画では「地球温暖化防止対策」を重点施策として位置付け、平成29（2017）年3月に、市域からの温室効果ガス排出量を令和12（2030）年度に基準年度（平成25（2013）年度）比27%削減、長期目標として令和32（2050）年に80%削減を目指して、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を改定し、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの普及などの取組を進めています。

市域からの温室効果ガス排出量は、全体として緩やかな減少傾向にあります。平成26（2014）年度以降は横ばい状況で推移してきました。平成29（2017）年度のCO₂排出量は、基準年度（平成25（2013）年度）比で▲10.2%と減少しています。部門別では、産業部門で▲9.1%、家庭部門▲12.5%、業務その他の部門▲13.3%、運輸部門（自動車）▲3.8%と、各部門とも減少となっています。今後とも、各部門からの排出削減を進めていくことが課題となっています。



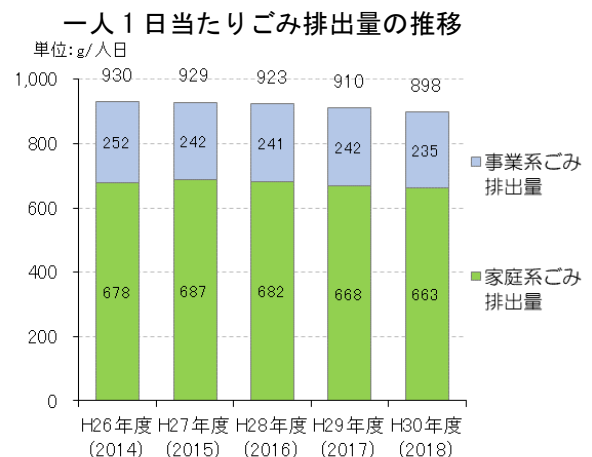
資料：環境省 部門別CO₂排出量の現況推計

(4) ごみの減量・資源化の状況

令和元（2019）年度の速報値では、市民一人1日当たりの家庭系ごみの排出量は661gと平成14（2002）年度の912gと比べ251g減少するなど、家庭系ごみの減量化率は27.6%、資源化率は34.2%となっており、それぞれ計画の目標値30%と40%に及びません。事業系ごみの減量化目標（30%）は達成していますが、市民一人1日当たりの排出量は、県内19市中2番目に多くなっています。

国の一般廃棄物処理実態調査結果では、平成29（2017）年度における本市の市民一人1日当たりのごみ排出量は、全国平均より少ないですが、県平均を上回っています。また、リサイクル率は県平均や全国平均より高くなっています。

循環型社会の構築に向けては、資源を大切に、食品ロスの削減やプラスチックごみなどの減量と資源化を一層進めていくなど、地域社会全体でリデュース・リユース・リサイクルの仕組みづくりと資源の有効利用を進めていく必要があります。

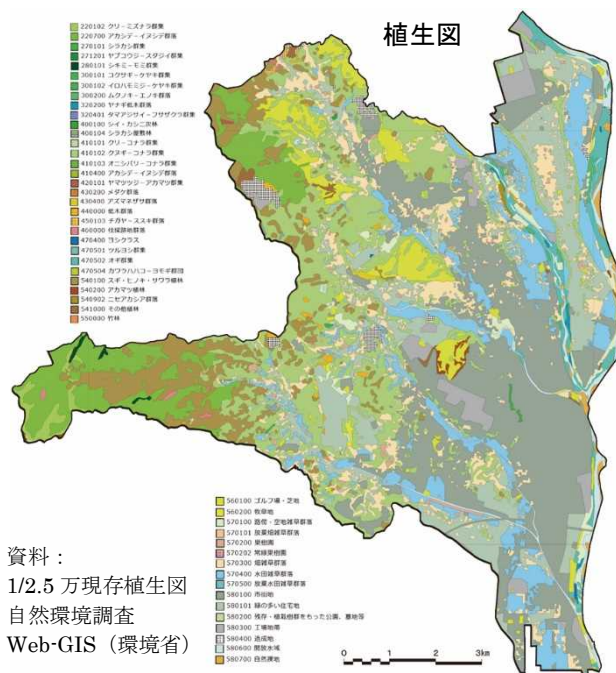


資料：厚木市一般廃棄物処理基本計画

(5) 自然環境の状況

市域は、山中湖に源を発する相模川の右岸に開けた扇状の地形で、丹沢山塊に連なる西北部の丘陵地帯と、そこから東南に緩やかに広がる台地や台地斜面、低地からなる平野部など、標高差約 1,200m の変化に富んだ地形からなっています。また、相模川を始めとした河川と里地里山、都市が織りなす多様な自然環境が継承されています。丹沢大山国定公園・県立丹沢大山自然公園を始め、自然環境保全地域、県立七沢森林公園、飯山白山森林公園など良好な緑が広がり、希少動植物を含む多様な動植物の生育・生息地となっているほか、市民や滞在者が自然に親しみ、学ぶことができる空間となっています。

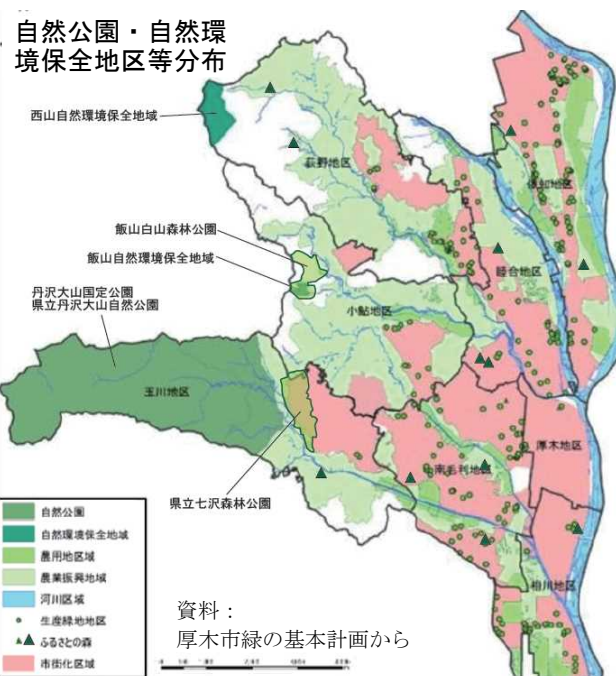
近年、農林業の担い手の減少と高齢化等による里地里山の維持管理の低下や開発などによる農林地の減少、荒廃化が進んできました。市では、平成 25（2013）年度に厚木市里地里山保全等促進条例を制定し、里地里山の保全活動団体への支援を行うなど、良好な環境の保全と向上を進めています。



(6) 快適環境（緑、交通）の状況

人口一人当たりの公園整備面積は、令和元（2019）年度末現在、市全域内で 8.15 m²/人、市街化区域内で 6.64 m²/人となっており、ともに厚木市都市公園条例整備水準を共に下回っています。地区別では、玉川地区が 94.27 m²/人と最も広く、睦合地区が 1.01 m²/人と最も狭くなっています。規模の大きい近隣公園・地区公園は、市街地での用地取得が難しく、市街地から離れた地域に整備しており、地域によって差が大きくなっています。

市内の農家数及び経営耕地面積は、一貫して減少傾向となっています。農家数では、兼業農家数が大きく減少しましたが、専業農家数は微減や横ばい状況で推移しています。農地は、平成 21～29（2009～2017）年度においては、年平均 153,000 m²が住宅用地や駐車場、その他に転用が進んでいます。



令和元（2019）年末の生産緑地地区は 208 箇所、約 26.6ha で、市民農園は、市設置農園（9 箇所）と民間開設農園（4 箇所）があり、土や農業とふれあえる環境を提供しています。

公共交通としては、市南部を走る小田急小田原線の本厚木駅と愛甲石田駅の 2 駅があり、市内全域は、厚木バスセンターや本厚木駅、愛甲石田駅を起終点とするバス路線がカバーしています。市では、路線バスの利用環境の向上に努めています。

鉄道 2 駅の 1 日の平均乗車人員及び降車人員とも緩やかな増加傾向にあります。なお、平成 30（2018）年度の本厚木駅の 1 日当たりの平均乗降車人員は約 15 万 5,000 人です。

市内路線バスは 1 日当たり約 7 万人が利用しています。人口増加に伴い路線数や年間走行距離、輸送人員数は増加してきましたが、ここ数年走行距離・輸送人員数は横ばいから緩やかな減少に転じてきています。

(7) 生活環境の状況

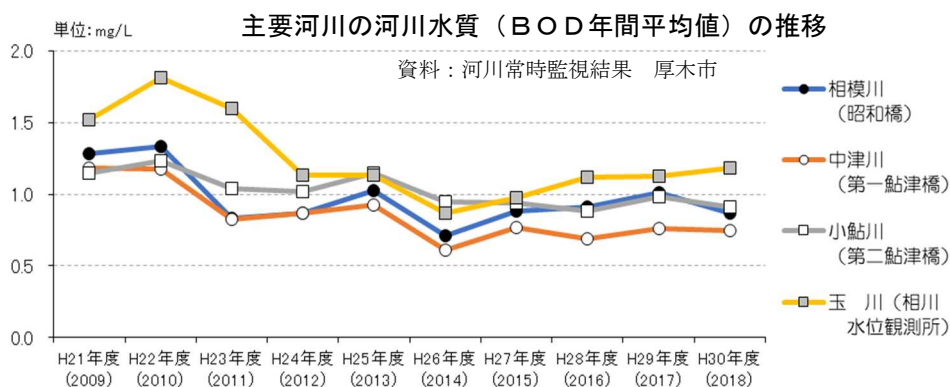
主要河川で実施した水質調査の結果、河川水質の代表的指標である BOD75%水質値では環境基準を達成しています。市内を流れる中小河川や水路の BOD 調査結果では、小鮎川において冬に濃度が高くなる傾向が見受けられます。また、地下水質の調査地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出されているほか、一部でトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンで環境基準の超過が見られます。

土壌汚染に係る要措置区域の 3 区域のうち 2 区域が指定を解除されており、形質変更時要届出区域 4 区域のうち一部モニタリング中であった 1 区域について令

和元年（2019）12 月 25 日に指定が解除され、全 4 区域について指定が解除されています。

大気環境は光化学オキシダントを除く項目で環境基準を達成しています。また、道路交通騒音は、幹線交通を担う道路で環境基準を超過する地点が見られます。

公害苦情の受付件数は、平成 24（2012）年度以降の件数は減少していましたが、平成 29（2017）年度は増加しています。



4 環境保全等の取組の現状（前計画の進捗状況等）

市では、良好な環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）を図っていくために、昭和 61（1986）年 6 月に厚木市環境基本条例を制定し、平成 10（1998）年 10 月に厚木市環境基本計画―第 1 次計画―を策定しました。その後、平成 16（2004）年、平成 21（2009）年及び平成 27（2015）年に改定し、自然環境と人間が共生するまちの実現に向け各種環境施策の展開と推進を図ってきました。また、環境を巡る社会情勢の変化や環境基本計画を着実に推進するため、環境基本条例の見直しを行い、平成 30（2018）年 3 月に新たな「厚木市環境基本条例」を制定しました。

平成 27（2015）年 3 月策定の第 4 次厚木市環境基本計画（以下「前計画」という。）では、「みんなでつくる自然環境と共生する元気なまち」を環境像とし、その実現に向けた四つの基本目標と基本施策を定め、施策の展開と進行管理を行いました。

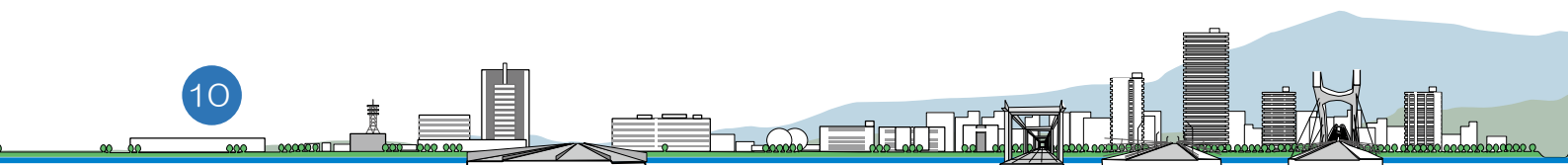
（前計画）第 4 次厚木市環境基本計画の取組の体系

環境像	基本目標	基本施策
みんなでつくる自然環境と共生する元気なまち	基本目標 1 持続可能な地球環境の実現	基本施策 1 地球温暖化防止・低炭素社会の実現
		基本施策 2 持続可能な循環型社会の実現
	基本目標 2 生物多様性に配慮した緑と水辺環境の実現	基本施策 1 自然と共生する社会の実現
		基本施策 2 都市農業・林業をいかした地域産業の実現
		基本施策 3 河川と共生する社会の実現
	基本目標 3 安心・安全で快適な美しい都市の実現	基本施策 1 豊かな生活環境の実現
		基本施策 2 地域特性をいかした魅力あるまちの実現
		基本施策 3 快適生活空間の実現
	基本目標 4 連携、協働、情報の共有化による推進	基本施策 1 市民参加・市民協働の推進

前計画では、厚木市総合計画と連携して施策の推進と取組の進行管理を図っていくために、基本目標及び基本施策に指標（33 指標、事業終了の 1 指標を除く。）を、また、基本施策の主な施策項目と重点施策に進行管理指標を設定しています。

令和元（2019）年度までの指標の達成状況では、計画目標値を達成（達成率 100%以上）している指標は 7 指標で、8 割以上の指標が達成率 75%以上となっており、順調に進んでいます。

指標のうち、「朝市・夕焼け市の来場者数」と「イベントやキャンペーンの実施回数」は、天候不良に加え、新型コロナウイルス感染症の影響で達成率が低くなっています。今後、人が集まる事業については、その実施方法が課題になると考えられます。



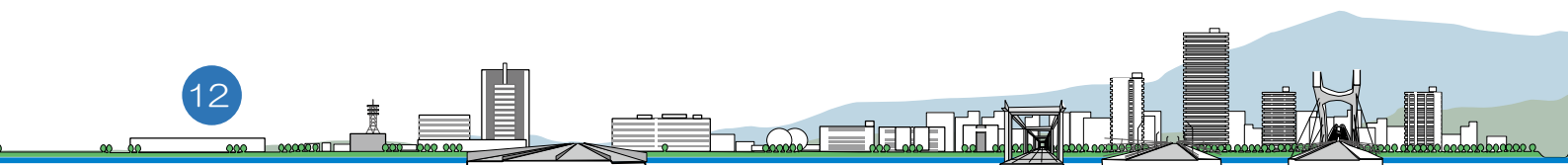
厚木市環境基本計画（前計画）の指標の達成状況

基本施策	指標	達成状況							
基本目標 1 持続可能な地球環境の実現									
基本施策 1 地球温暖化防止低 炭素社会の実現	1 市域の太陽光発電の総出力量(メガワット)	↑							
	2 市内の一般家庭における年間電力消費量削減割合	↑							
	3 「地球温暖化防止に向け、再生可能エネルギーの導入等の取組が進んでいる」と思う市民の割合	⇒							
基本施策 2 持続可能な循環型 社会の実現	1 一人1日当たりの家庭系ごみの排出量(※)	↗							
	2 家庭系ごみの減量化率	↗							
	3 事業系ごみの年間総排出量(※)	↑							
	4 事業系ごみの減量化率	↑							
	5 家庭系ごみの資源化量	↗							
	6 家庭系ごみの資源化率	↗							
	7 「資源とごみの分別の取組が進んでいる」と思う市民の割合	↗							
基本目標 2 生物多様性に配慮した緑と水辺環境の実現									
基本施策 1 自然と共生する社 会の実現	1 市民参加や市民との協働により実施した里地里山及び森林の保全活動回数	↗							
	2 市民参加や市民との協働により実施した里地里山及び森林の保全活動の参加者数	↑							
	3 整備・保全された森林・緑地の面積	↗							
	4 自然とふれあえる場の整備箇所数	↗							
	5 「自然環境の保全と活用が推進されている」と思う市民の割合	↗							
基本施策 2 都市農業・林業を いかした地域産業 の実現	1 有効活用が図られた遊休農地の面積	↗							
	2 農業体験の参加者	事業終了							
	3 朝市・夕焼け市の来場者数	⇒							
	4 間伐材の搬出量	↑							
基本施策 3 河川と共生する社 会の実現	1 多自然川づくり(整備面積)	↗							
	2 親水空間の整備箇所数	↗							
	3 谷戸水辺再生箇所数	⇒							
	4 「河川に親しむ環境が整備されている」と思う市民の割合	↗							
	5 水質汚濁に係る環境基準等達成状況(市内15河川水質調査地点においてBOD(生物化学的酸素要求量)2mg/L以下を満たす割合)	↗							
基本目標 3 安心・安全で快適な美しい都市の実現									
基本施策 1 豊かな生活環境の 実現	1 都市全体の緑地率(都市計画区域面積に対する緑地(施設緑地+地域制緑地)の割合)	↗							
	2 都市緑化の保全活動に参加した団体数	↗							
	3 地域における美化清掃の実施件数	↗							
	4 「身近に公園などがあり、緑豊かな生活環境が整備されている」と思う市民の割合	↗							
	5 「環境美化が推進され、清潔で快適な生活環境が保たれている」と思う市民の割合	↗							
基本目標 4 連携、協働、情報の共有化による推進									
基本施策 1 市民参加・市民協 働の推進	1 イベントやキャンペーンの実施回数	⇒							
	2 イベントやキャンペーンの参加者数	↑							
	3 講座・体験学習・施設見学会の参加者数	↗							
	4 環境保全ボランティア活動への市民参加者数	↗							
	5 ホームページ「市民便利帳」:「ごみ・リサイクル」「エネルギー・地球温暖化対策」「環境保全・緑化・公園・河川」のアクセス数	↗							
【凡例】令和元(2019)年度時点での指標等目標値(一部、修正目標値含む)の達成状況									
125%以上	↑	125%未満 100%以上	↗	100%未満 75%以上	↗	75%未満 50%以上	⇒	50%未満	⇒

(※)達成状況は排出量の削減目標に対しての達成率であり、排出量が増加していることを示しているものではありません。



第 22 回『あつぎ環境写真展』 市長賞 「桃の花咲く散歩道」



第2章

厚木市環境基本計画 (計画の役割と推進に向けて)

- 1 計画の役割と基本理念
- 2 計画の推進に向けて

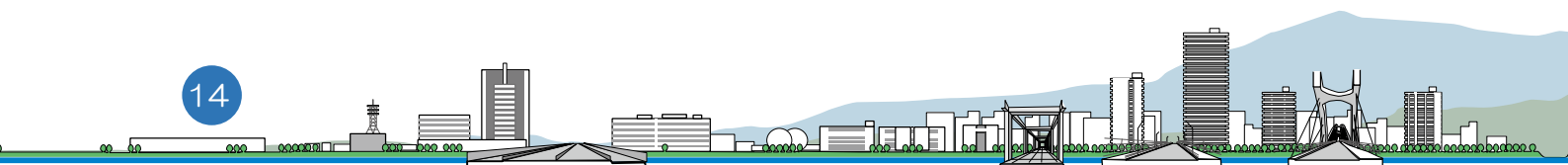
1 計画の役割と基本理念

(1) 計画の役割

厚木市環境基本計画（以下「本計画」という。）は、平成30（2018）年3月に見直し制定した「厚木市環境基本条例」の第9条に位置付けられる環境行政のマスタープランです。

これからの環境の保全等に関する施策を総合的・計画的に進めていくための基本的な計画で、環境の保全等に関する総合的・長期的な目標及び市が計画的に講ずべき施策等を定めます。

望ましい環境像	市民（滞在者を含む。）、環境保全等活動団体、事業者、市の各主体が将来イメージを共有し、環境の保全等に取り組むことができるよう本計画が目指す環境の将来像を示します。
基本目標	環境像の実現に向け、国内外の情勢等を踏まえ環境問題への対応や環境の保全等の方向（目標）を示し、その実現に向けて各主体が主体的に、協働により取り組むことができますようにします。
基本施策	基本目標の実現に向け、本計画で市が総合的・計画的に進めていく環境の保全等に関する施策を示します。
重点的・戦略的取組	環境像や基本目標を実現していくために、第10次厚木市総合計画が進める重点施策を踏まえ、本計画で重点的・戦略的に進めていく取組を示し、市民と共有していくことにより本計画への理解を深め、各主体の取組と連携・協働し、効果的に取組を展開していきます。
各主体の取組と連携	
推進と進行管理	基本目標、基本施策及び重点的・戦略的取組を着実に進めていくための指標等を設定し、計画の進捗状況等を明らかにしていくことにより、各主体の理解と取組推進への連携を高めていきます。



(2) 計画の基本理念

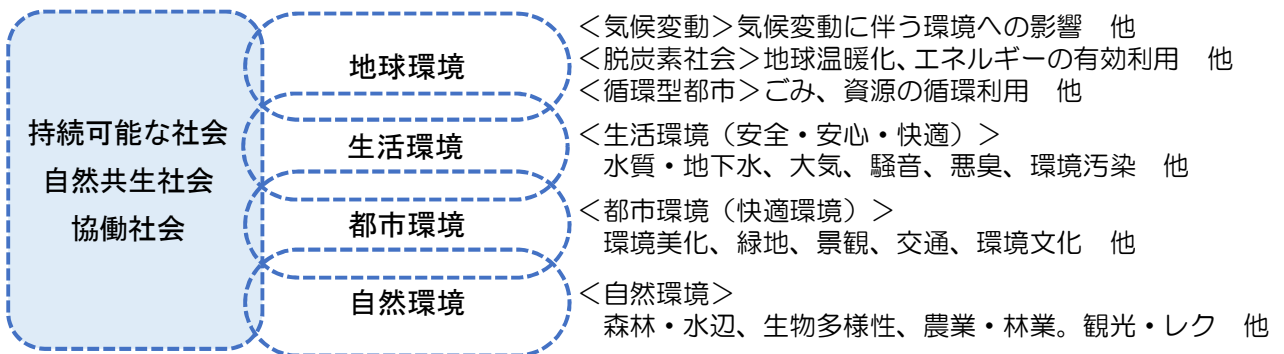
本計画は、「厚木市環境基本条例」に掲げられた環境の保全等についての基本理念を踏まえて策定します。

「厚木市環境基本条例」の基本理念

- 1 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むために環境と共生し、自然との調和のとれた良好な環境を確保するとともに、これを将来にわたって継承していけるように行われなければならない。
- 2 環境の保全等は、環境に関する資源が有限であることに鑑み、持続的な発展が可能な循環型社会及び低炭素社会（化石燃料に依存しない社会経済構造の確立により、二酸化炭素その他の温室効果ガスの排出量を少なく抑えた環境への負荷が少ない社会をいう。）を構築できるよう行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることに鑑み、全てのものがこれを自らの問題として捉え、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(3) 計画が対象とする環境

本計画は、身近な生活に係る環境問題から地球規模の環境問題まで、自然環境と共生し、環境への負荷の低減による持続可能な社会の実現に関わる幅広い環境を対象とします。



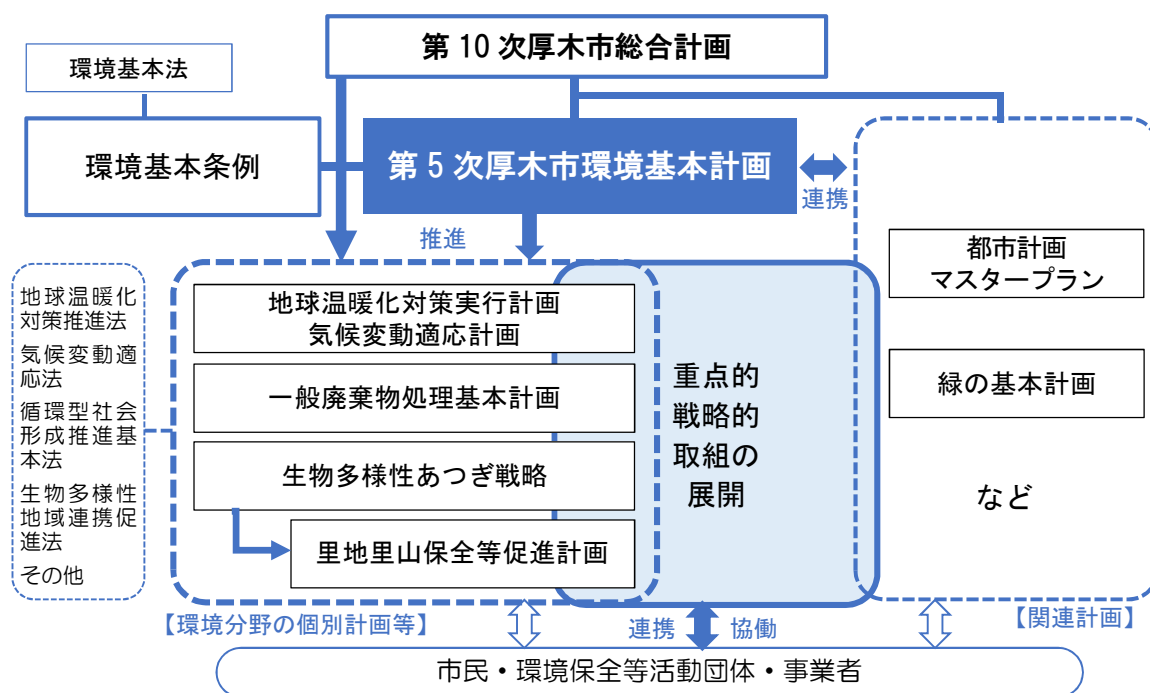
2 計画の推進に向けて

(1) 計画の位置付け

本計画は、「厚木市環境基本条例」に基づき策定するものであるとともに、第10次厚木市総合計画を環境面から具体的に展開していく総合計画の個別計画でもあります。

また、市域の環境の保全等に関連する施策等について、「厚木市都市計画マスタープラン」などの関連計画と連携を図りながら進めていきます。

本計画は、市の計画ですが、環境像や環境の保全等に係る目標を実現していくためには、市民（滞在者を含む。）・環境保全等活動団体・事業者・市の協働が不可欠です。そのため、環境問題や重点的に進める取組を共有し、各主体の取組と連携を図りながら、効果的な展開を目指していきます。



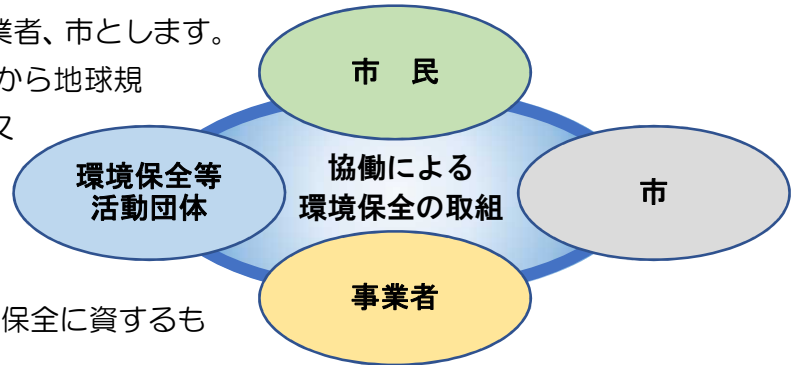
(2) 計画の期間

本計画は、令和3（2021）年度を初年度とし、令和8（2026）年度までの6年間の計画期間とします。また、実施計画も6年間の計画期間としますが、中間年度となる3年後を目途に、必要に応じて見直しを行います。

(3) 計画の推進主体

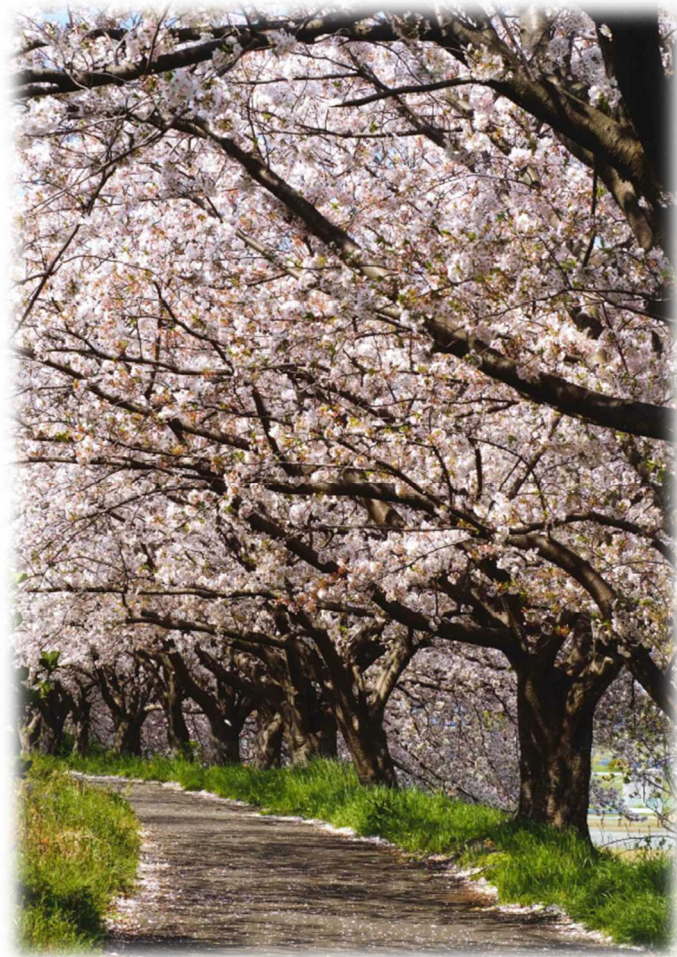
本計画は、市民協働を基本として進めることから、計画の推進主体は、市民（滞在者を含む。）、環境保全等活動団体、事業者、市とします。

各推進主体が、地域の環境問題から地球規模の環境問題に留意し、個々に、又は協働で、日常生活や事業活動における環境の保全等に関する行動を積極的に進め、良好な環境を形成していくことにより、地球環境の保全に資するものとします。

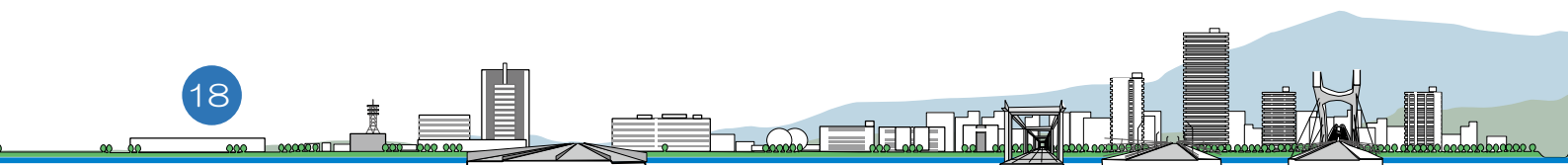


【各推進主体の主な取組の方向】

<p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> 主体的な環境学習の取組 地球環境にやさしいライフスタイルの確立 豊かな緑と美しい川の保全と創造 	<p>美しい自然環境や快適で健康的な生活環境を守るため、自ら環境について学び、考え、行動します。</p> <p>環境への負荷を低減し、無駄のない環境に優しいライフスタイルを確立します。</p> <p>市民の参加や協働を必要とする活動に積極的に参加し、自らの手であつぎの美しい自然環境を守ります。</p>
<p>環境保全等活動団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> 活動の輪の拡大 環境学習等の推進 市との連携 	<p>環境に配慮した活動を進めるとともに、活動内容を発信し、他団体・地域と連携し、活動の輪を広げます。</p> <p>活動内容を踏まえた環境学習や体験学習、イベントの実施など、団体が持つ知識を広く伝える機会をつくります。</p> <p>市と情報を共有し、自然環境と生活環境を保全、創造するための取組を更に推進します。</p>
<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地球環境にやさしい事業活動の推進 快適な地域環境の保全と創造 情報の提供と共有 	<p>地球環境や地域の環境にかかる負荷を最小限とするための取組を実践します。</p> <p>地域の一員として、地域の環境保全活動への積極的な参加や主体的な環境保全活動を実践します。</p> <p>実践している環境への取組紹介、技術や知識をいかした環境イベント開催など、市民への情報提供と共有を進めます。</p>
<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> 情報の提供 各主体との連携 調査・研究の取組 環境への負荷を最小限に止める事業の実施 	<p>積極的な情報提供に努め、各推進主体の参加や協働を促進します。</p> <p>各推進主体と連携、協働し、環境情報や取組を共有することで、効果的な施策の展開を図ります。</p> <p>情報の収集、分析、調査、研究に取り組み、将来を視野に入れた施策を立案し、実施します。</p> <p>事業実施に際し、各推進主体と情報を共有し、環境配慮指針や関連計画等を踏まえ、環境への負荷を最小限にします。</p>



第22回『あつぎ環境写真展』 佳作 「春色のトンネル」



第 3 章

計画が目指す望ましい環境像と その実現に向けた取組の方向

- 1 望ましい環境像と基本目標
- 2 計画で進めていく施策の体系と重点取組
- 3 計画の推進

1 望ましい環境像と基本目標

(1) 望ましい環境像

「望ましい環境像」は、本計画が目指す環境の将来像で、各推進主体と将来のイメージを共有し、その実現に向けて共に考え、環境の保全等に取り組んでいくために定めます。

前計画では、望ましい環境像『みんなで作る 自然環境と共生する 元気なまち』を掲げていました。

第10次厚木市総合計画では、将来都市像『自分らしさ輝く 希望と幸せあふれる 元気なまち あつぎ』を掲げ、その実現に向け、六つの分野におけるまちづくりビジョンを定めています。

本計画では、前計画での環境像の視点を継承していくとともに、今後、総合計画と一体となった施策の展開を、市民にも分かりやすく進めていくため、上位計画である総合計画の環境分野におけるまちづくりビジョン『環境に優しく、自然と共生するまち』を、望ましい環境像として設定します。

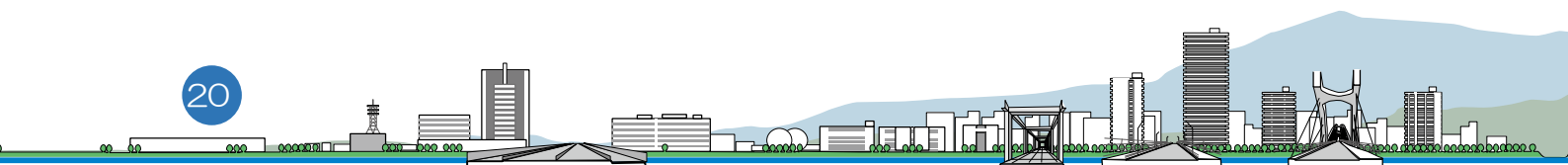
望ましい環境像

環境に優しく、自然と共生するまち

(2) 環境像の実現に向けた基本目標

望ましい環境を実現するため、第10次厚木市総合計画及び前計画の継続性、環境に関する社会情勢等を踏まえ、次の四つの視点で基本目標を設定します。また、持続可能な開発目標（SDGs）との関係を示し、SDGs の理念に沿った取組を進め、その達成に貢献していくものとします。

基本目標	主な環境分野
基本目標Ⅰ 持続可能な脱炭素社会の推進・循環型都市の実現	地球環境 脱炭素社会、循環型都市
基本目標Ⅱ 自然と共生した魅力ある都市の実現	自然環境、都市環境 農林業、緑・水辺、生物等
基本目標Ⅲ 安心・安全で快適な暮らしが楽しめる都市の実現	生活環境 安心・安全、健康
基本目標Ⅳ 環境を考え、楽しむ『あつぎエコスタイル』の推進	環境学習、環境保全活動 協働社会



基本目標Ⅰ

持続可能な脱炭素社会の推進・循環型都市の実現

気候変動への適応を進めるとともに、地球温暖化の緩和や資源の循環利用など、地球環境にも地域環境にも優しい暮らしやまちづくりを進め、持続可能な脱炭素社会の推進・循環型都市の実現を目指します。



基本目標Ⅱ

自然と共生した魅力ある都市の実現

恵み豊かな里地里山や相模川などの水辺の自然と、様々な生物とのふれあいが楽しめ、暮らしたくなるまちづくりを進めます。また、豊かな自然とのふれあいや恵みを将来世代に継承できるよう、みんなで守り育てていく、自然と共生した魅力ある都市の実現を目指します。



基本目標Ⅲ

安心・安全で快適な暮らしが楽しめる都市の実現

良質な空気や水・土を守り、育てていくとともに、ごみのポイ捨てや不法投棄などがない清潔で美しいまちづくりを進め、市民が健康で、安心・安全に暮らせる快適な環境を確保します。



基本目標Ⅳ

環境を考え、楽しむ『あつぎエコスタイル※』の推進

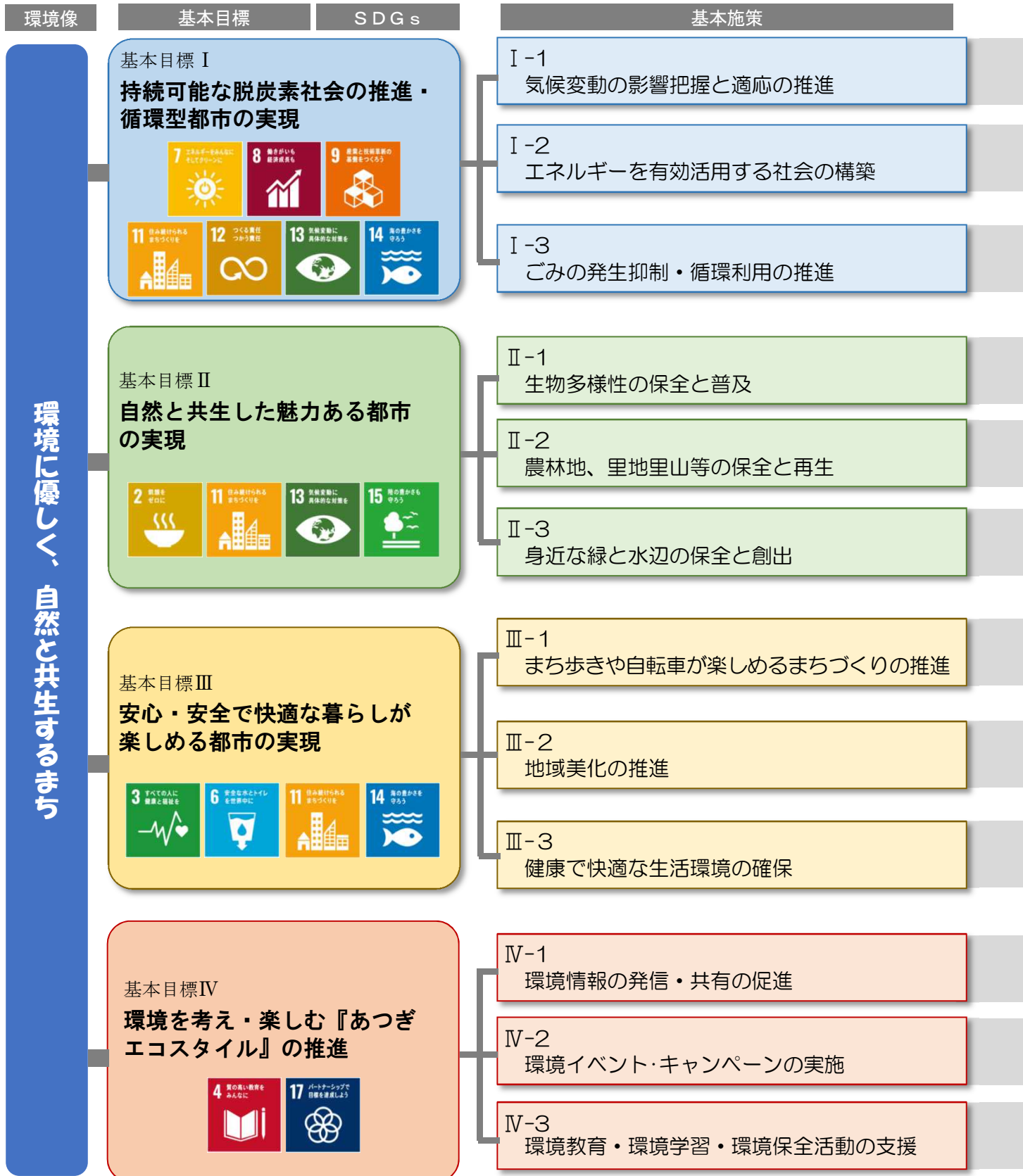
里地里山や相模川などの水辺、身近な緑や歴史文化、地域の産業などの多彩な環境資源をいかし、ふれあいを楽しむ・つくる『あつぎエコスタイル』づくりを進めます。
また、環境教育・環境学習を進め、みんなが、暮らしと環境との関わりを学び・考え、行動する、人にも環境にも優しい社会をつくります。



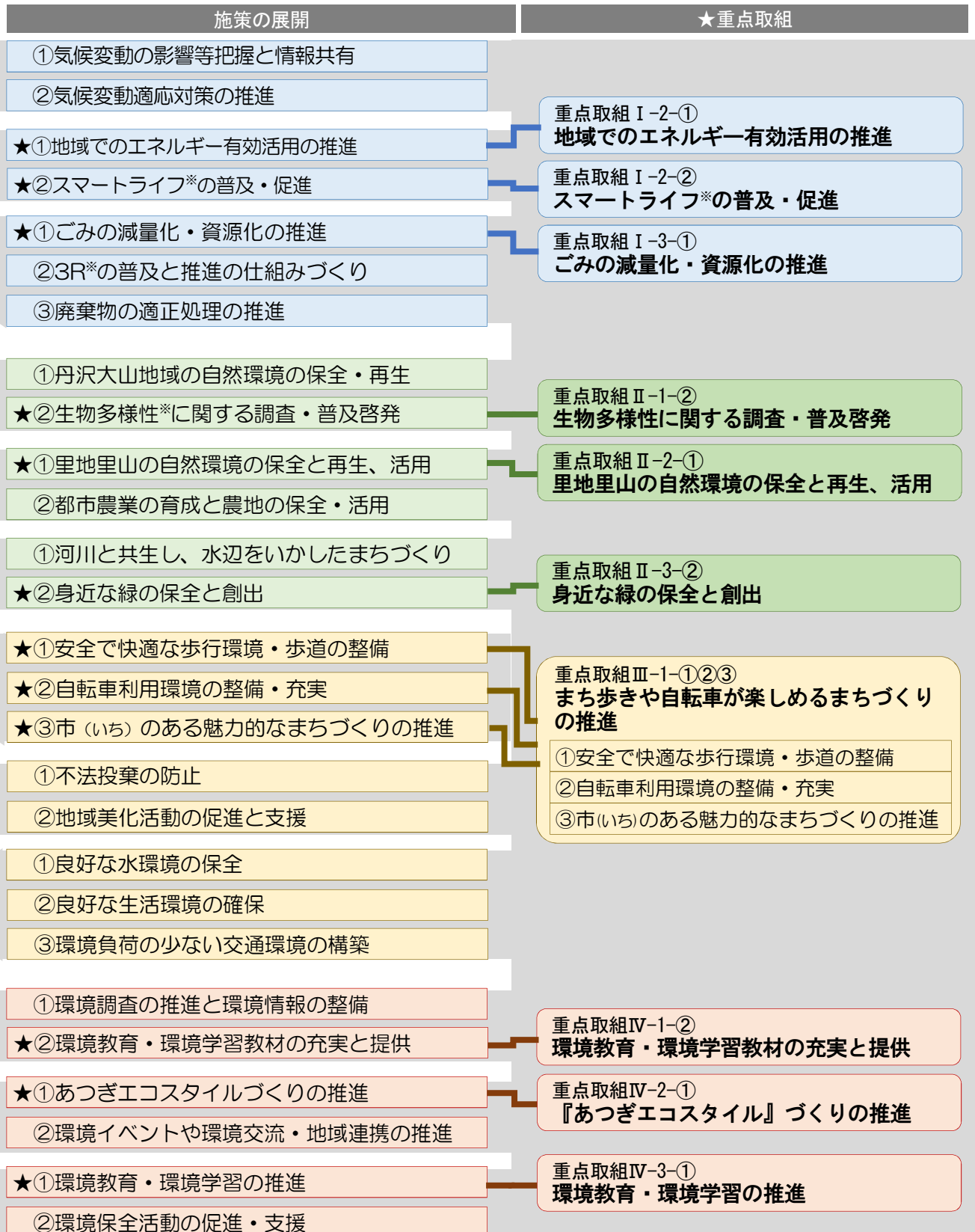
※印の用語の内容については、24 ページにあります。

2 計画で進めていく施策の体系と重点取組

(1) 施策の体系



本計画が目指す望ましい環境像と基本目標の実現に向け、「厚木市環境基本条例」及び第10次厚木市総合計画との整合を図り、環境に係る社会情勢の変化や市民の意向に柔軟に対応しつつ、基本施策や重点的・戦略的取組（以下「重点取組」という。）を進めていきます。



※印の用語の内容については、次ページに示しています。参照してください。
★は重点取組として、指標を定めて取組を進めるものです。

(2) 基本施策の展開

前項の施策の体系は、本計画が掲げる環境像及び基本目標を実現していくための基本施策及び施策の展開方向を体系的に示しています。

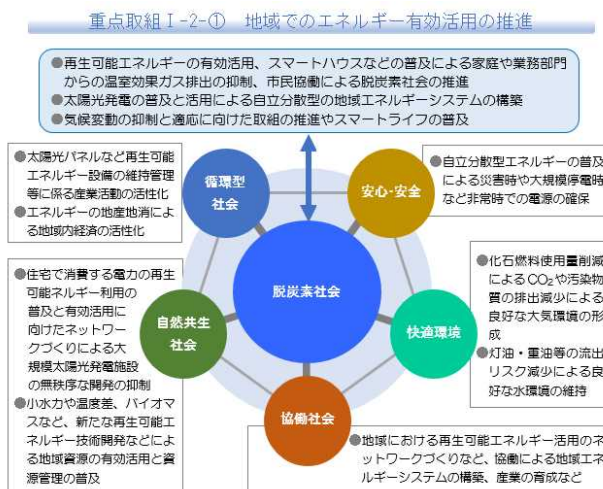
施策の展開に当たっては、第10次厚木市総合計画との整合と関連計画と連携を図り、関連するSDGsの理念に沿った取組を、総合的、計画的に進めていきます。

(3) 重点取組の推進

本計画は、市民、環境保全等活動団体、事業者と共有し、効果的に進めていくために重点取組を定めています。

重点取組は、第10次厚木市総合計画との整合性、市民の意向、環境分野の個別計画の方向性を考慮しながら、取組の効果が多方面に波及するものを選定しています。

なお、重点取組については、各主体の役割や取組内容を示すとともに、指標を定めることで取組内容の進行管理を進め、効果的な展開を目指しています。



☞ 次章では、重点取組の波及効果を左図の様に表しています。

中心の円に関する重点取組を行うことで、周りの五角形に配置されたそれぞれの分野でも見込まれる効果を記載しています。

※スマートライフとは、エネルギーを効率よく、かつ、上手に利用する暮らし方のこと。一般的には、省エネ家電と太陽光発電などの創エネ設備、蓄電池や電気自動車などの蓄エネ設備を組み合わせ、エネルギーマネジメントシステム（EMS）などにより効率的にエネルギーを活用するライフスタイルをいう。

※3R（サンアールまたはスリーアール）とは、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つのRの総称。リデュースは、製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を少なくすること。リユースは、使用済製品やその部品等を繰り返し使用すること。リサイクルは、廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用すること。

※**生物多様性**とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つ一つに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という三つのレベルで多様性があるとされています。

※**あつぎエコスタイル**とは、厚木市の豊かな自然環境や都市機能などが形成する環境の価値や役割を暮らしにいかし、より良好な状態に守り、育みながら、エネルギーや資源を有効に活用するなど、厚木の環境を楽しむライフスタイルづくりをいう。



3 計画の推進

(1) 計画の推進

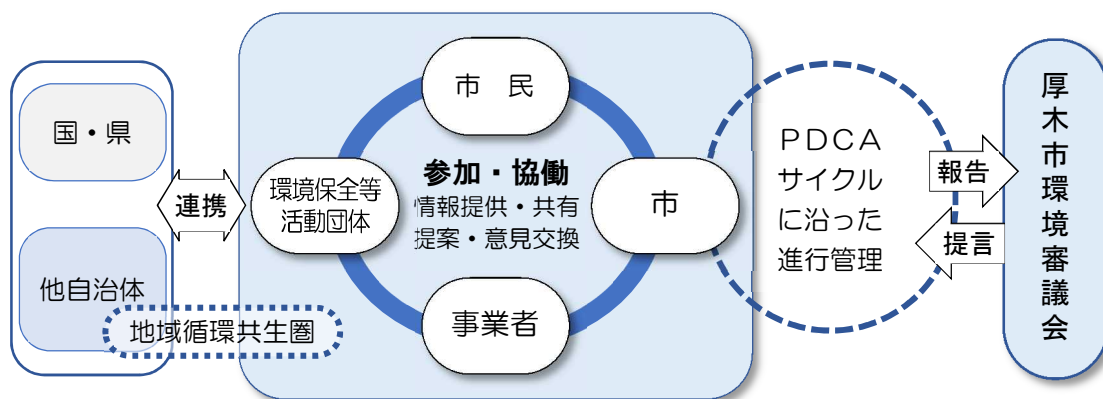
本計画は、第10次厚木市総合計画を支える環境面の個別計画としての役割を有しています。そのため、総合計画が進める重点施策を踏まえ、本計画で重点的・戦略的に進めていく取組を定め、総合計画と一体となって取組を進めていきます。

本計画では、総合計画と連携して、本計画が進める取組の推進と進行管理を図っていくための指標等を定め、その達成状況や取組の進捗状況を毎年度明らかにし、必要に応じて取組内容の見直し等を行っていきます。

(2) 計画の着実な推進に向け

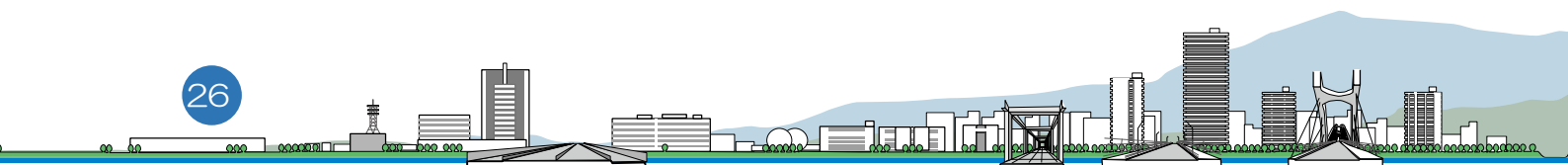
本計画では、市民、環境保全等活動団体、事業者、市が推進主体となり、個々に、又は協働で取り組んでいきます。施策や事業の実施に当たっては、これらの推進主体が情報の共有や意見交換を行い、環境保全のネットワークを構築しながら計画の推進を図っていきます。

なお、取組実績について、厚木市環境審議会が評価・点検を行い、提言を行うことで、PDCAサイクルに沿った進行管理を行います。





第21回『あつぎ環境写真展』 入 選 「ぼくの通学路」



第4章

計画が進める取組

基本施策・重点取組の展開

- 基本目標Ⅰ 持続可能な脱炭素社会の推進・循環型都市の実現
- 基本目標Ⅱ 自然と共生した魅力ある都市の実現
- 基本目標Ⅲ 安心・安全で快適な暮らしが楽しめる都市の実現
- 基本目標Ⅳ 環境を考え・楽しむ『あつぎエコスタイル』の推進

基本施策 I-1 気候変動の影響把握と適応の推進

取組の方向

今後、避けることができない地球温暖化（気候変動）が地域社会に及ぼす影響について調査や情報の共有を行い、気候変動の影響に適応（回避や軽減）できるよう日々の暮らしや活動、まちづくりにおいて対応を進めていくことにより、安心・安全に暮らせる社会をつくります。

主要計画 厚木市地球温暖化対策実行計画（厚木市気候変動適応計画）

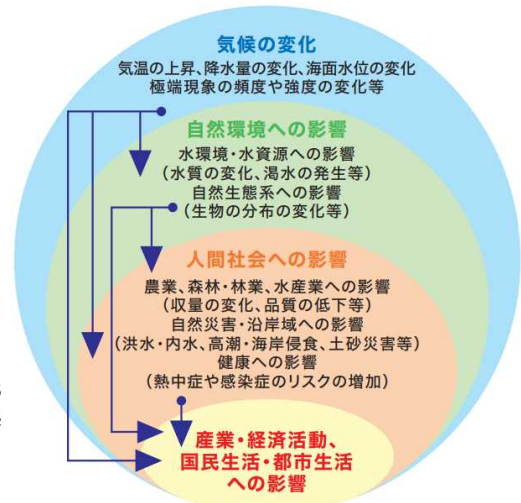
【現状と課題】

- ・ 今日、地球温暖化が一因とされる気候変動の影響と考えられる極端な気象現象や豪雨災害による脅威が多発しています。
- ・ 気候変動・地球温暖化対策に向けた気候変動枠組条約締結国会議（COP21）で採択された「パリ協定」に、今後避けられない影響に対する対策への強化が示されました。
- ・ 国では、気候変動適応法を制定し、気候変動対策を温室効果ガス排出抑制の緩和策と、影響による被害の回避・軽減などの適応策の両面から進めていくことになりました。
- ・ 本市でも、気候変動による気温上昇による、豪雨災害など極端な気象現象を始め、熱中症や感染症媒介生物の生息域拡大などによる健康への影響、農作物や自然環境への影響などが懸念されます。

【アンケート結果】

- ・ 本計画策定に当たって令和元（2019）年に実施した環境に関するアンケート（以下「環境に関するアンケート」という。）では、今後、市が優先すべき項目として、7割以上の市民が「気候変動への影響（自然災害、熱中症など）への適応」を選んでいました。
- ・ 気候変動の影響として「豪雨など極端な気象現象の多発」や「台風などによる災害」が特に懸念されています。

気候変動から産業・経済活動、国民生活・都市生活への影響の流れ
 気候変動観測・予測及び影響評価レポート 2018
 ～日本の気候変動とその影響
 環境省 文部科学省 農林水産省 国土交通省 気象庁より



【施策の展開】

I-1-① 気候変動の影響等把握と情報共有

地域における気候変動の影響と考えられる事象について調査や情報の共有を行い、みんなで気候変動の影響への適応の在り方を考えていきます。

考えられる取組

- ・地域における気候変動の影響と考えられる事象や事例の収集、調査の実施
- ・神奈川県気候変動適応センターとの連携
- ・気候変動の影響に関する情報の整備など情報の共有化の推進

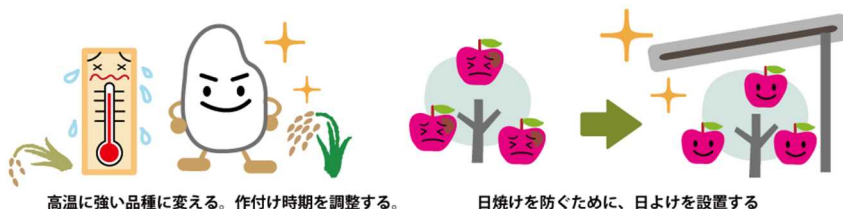
I-1-② 気候変動適応対策の推進

気候変動への適応を進める体制整備と、適応策の取組を総合的・計画的に進めます。

考えられる取組

- ・気候変動適応策の推進に向けた体制の整備
- ・市内における気候変動への適応に向けた取組、対応策などを把握
- ・気候変動適応に関する計画的な取組の策定による適応策の推進

気候変動適応の例 1 食を守るための「適応」



気候変動適応の例 2 気象災害から守るための「適応」



こまめに水分補給したり、エアコンを適切に使い熱中症予防をする。

気候変動適応の例 3 健康を守るための「適応」



A-P L A T (気候変動適応情報プラットフォーム) 国立研究開発法人 国立環境研究所より

基本施策Ⅰ-2 エネルギーを有効活用する社会の構築

取組の方向

省エネルギーへの取組や再生可能エネルギーの活用など、スマートライフが楽しめる暮らしやまちづくりを進め、エネルギーが有効に活用され、地球温暖化防止にも貢献できる環境に優しい脱炭素社会を目指します。

主要計画	厚木市地球温暖化対策実行計画
------	----------------

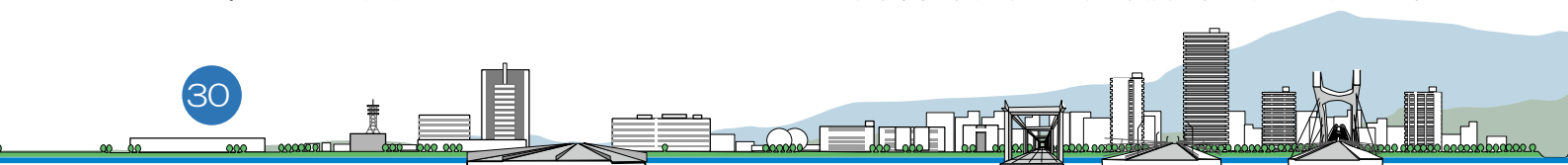
【現状と課題】

- ・ パリ協定における日本の約束草案「令和 12（2030）年の温室効果ガス排出量を平成 25（2013）年度比 26%削減」と長期的目標としての「令和 32（2050）年までに 80%の温室効果ガスの排出削減」の達成が求められています。
- ・ 約束草案の実現に向け、令和 12（2030）年度までに再生可能エネルギーによる発電量を総発電量比 22~24%に高めていく必要があります。
- ・ 今後、再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）の期間満了を迎える住宅用太陽光発電（卒FIT※）が増加するなど、発電された余剰電力の有効活用を図っていく必要があります。
- ・ 気候変動の影響と考えられる極端な気象現象や水害などが多発しており、今後、大規模災害や停電時における地域電源の確保が重要になっています。
- ・ 本市から排出される温室効果ガスの約 40%を、家庭や業務など民生部門からの排出が占めています。このため、家庭や事業所での省エネルギー対策を始め、再生可能エネルギー活用の推進などを一層進めていく必要があります。
- ・ 令和 2（2020）年度に菅首相は、所信表明演説の中で、我が国は、令和 32（2050）年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわちカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

【アンケート結果】

- ・ 環境に関する市民アンケートにおいて、今後、市が優先すべき内容として、「地球温暖化対策（再生可能エネルギーの活用など）の推進」と「地球温暖化対策（省エネ対策、エコライフなど）の推進」を 7 割以上の市民が選んでいます。
- ・ 温室効果ガス排出抑制で特に効果的と思う取組として「再生可能エネルギーの普及」を最も多い 5 割弱の市民が選び、次いで「省エネ行動の促進」「温暖化による危機の理解促進」「森林整備や緑化」を 3 割弱の市民が選んでいます。

※卒FITとは、再生可能エネルギーで発電された電力の固定価格買取制度（FIT）の期間が終了する電源をいう。



【取組を進めていくための指標】

指標	現状値・基準値		目標（令和8年度）
① 市内温室効果ガス削減率 （平成25年度比）	10.2% （平成29年度）	➡	18%
② 市域の太陽光発電の発電容量	32.7MW （令和元年度）	➡	45MW
③ 市民アンケートの数値『再生可能エネルギーの普及が進んでいると思う市民の割合』	22.6% （令和元年度）	➡	40%
④ 市民アンケートの数値『省エネの取組が進んでいると思う市民の割合』	23.8% （令和元年度）	➡	60%
⑤ 市民アンケートの数値『地球温暖化を緩和するために取り組んでいることがある市民の割合』	76.2% （令和元年度）	➡	90%

【施策の展開】

I-2-① 地域でのエネルギー有効活用の推進 【重点取組】
<p>家庭での創エネ・省エネ・蓄エネ設備の設置支援など再生可能エネルギーの普及により、地域における自立分散型エネルギーシステムを構築し、脱炭素型のまちづくりを進めます。</p> <p>考えられる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立分散型エネルギー*としての再生可能エネルギー活用と卒FIT電源の活用の検討 ・住宅用太陽光発電や蓄電池等スマートハウス導入奨励金による普及促進 ・電気自動車（EV）の導入促進 ・ソーラーシェアリング*の普及・促進
I-2-② スマートライフの普及・促進 【重点取組】
<p>生活や事業活動におけるエネルギー有効利用に向けた国民運動 COOL CHOICE*の普及啓発と、地域の特性に応じたスマートライフづくりと発信を進め、温室効果ガスの排出抑制など、環境に優しいまちづくりを進めます。</p> <p>考えられる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ等 COOL CHOICE の普及啓発 ・地域の環境やスマートライフを楽しむ市民の知恵や取組の提案など、環境に優しい『あつぎエコスタイルづくり』の推進

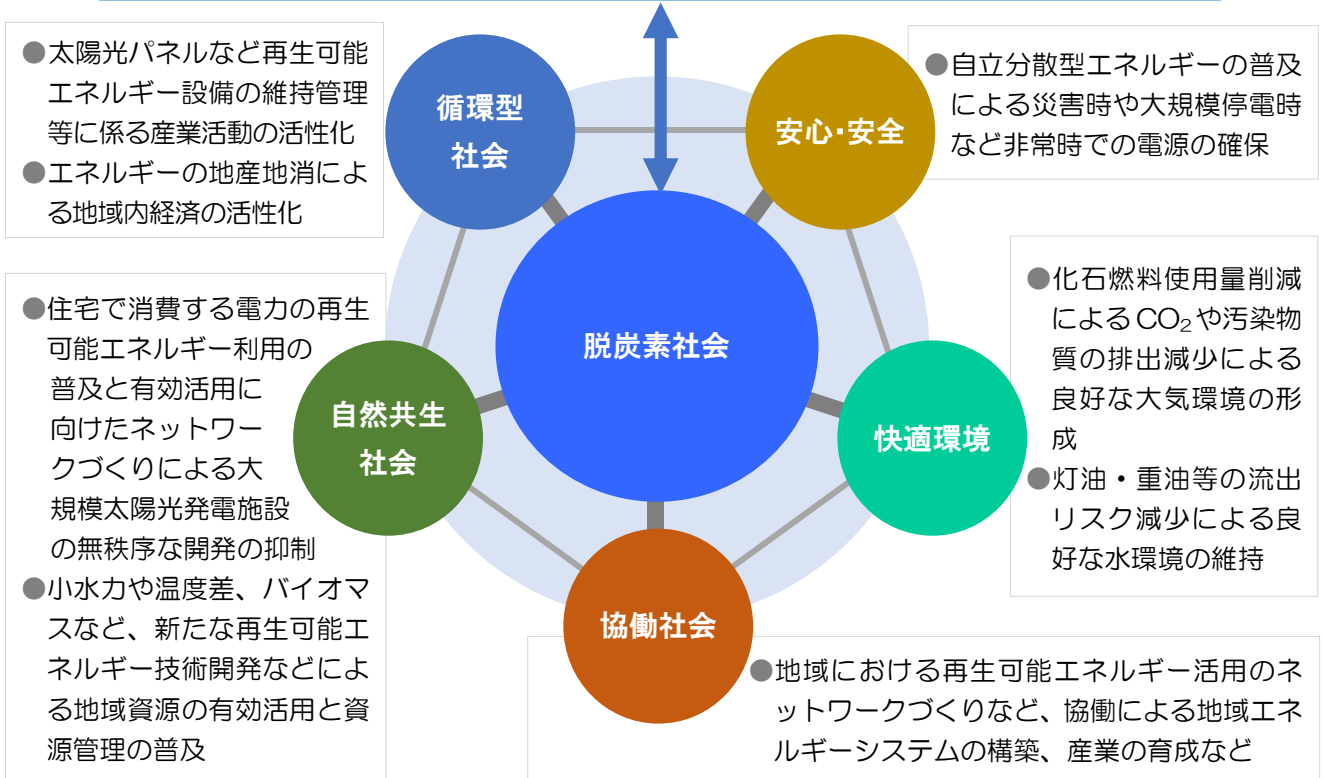
*自立分散型エネルギーとは、再生可能エネルギーと蓄電池を活用したエネルギー供給システムで、送電によるエネルギーロスが少なく、停電時などにも安心な地産地消型のエネルギー活用をいう。

*ソーラーシェアリングとは、農地に太陽光発電設備を設置し、営農を続けること。

*COOL CHOICE（クールチョイス）とは、2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという国の目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取組（国民運動）をいう。

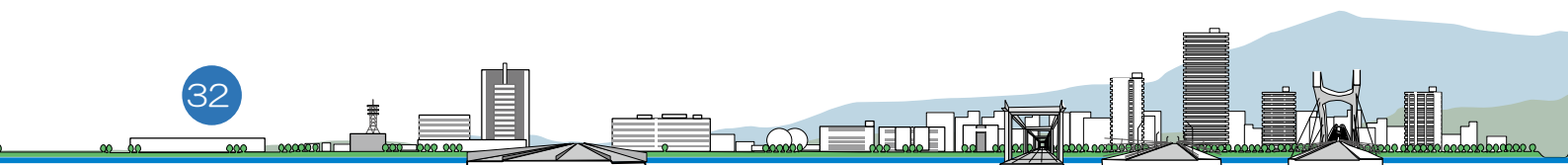
重点取組 I -2-① 地域でのエネルギー有効活用の推進

- 再生可能エネルギーの有効活用、スマートハウスなどの普及による家庭や業務部門からの温室効果ガス排出の抑制、市民協働による脱炭素社会の推進
- 太陽光発電の普及と活用による自立分散型の地域エネルギーシステムの構築
- 気候変動の抑制と適応に向けた取組の推進やスマートライフの普及



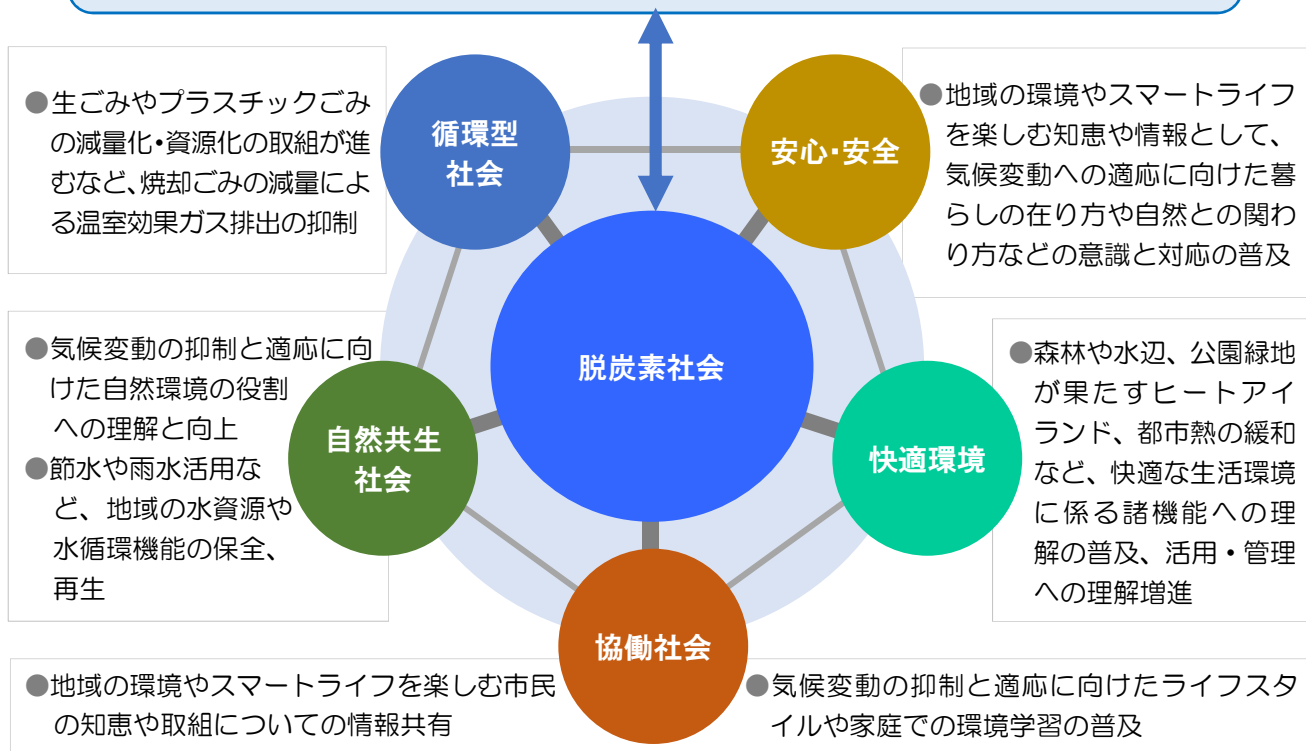
各主体の取組

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ①太陽光発電などの再生可能エネルギー及び蓄電システムの積極的な活用（導入等） ②再生可能エネルギーにより発電された電力の積極的な活用 ③エネルギーの地産地消への参加協力
環境保全等活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ①講座等を活用した再生可能エネルギーやエネルギー有効利用の知識等の提供 ②再生可能エネルギー活用ネットワークづくりなど、各推進主体と連携した活動の推進
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ①再生可能エネルギー、蓄電システムの活用、自立分散型エネルギーの積極的導入等 ②再生可能エネルギーにより発電された電力の積極的な活用 ③各推進主体と連携した活動への積極的な参加協力
市	<ul style="list-style-type: none"> ①再生可能エネルギー・蓄電システムなどゼロエネルギーシステムの普及促進 ②再生可能エネルギーやエネルギー有効利用に関する環境学習講座の推進、情報提供 ③公共施設への再生可能エネルギー、省エネ機器、蓄電システム等の積極的な導入 ④公用車への積極的EVの導入と再生可能エネルギーとの連携 ⑤各推進主体と連携した活動の推進と支援



重点取組 I-2-② スマートライフの普及・促進

- 地域の環境やスマートライフを楽しむ市民の知恵や取組の提案、発信
- COOL CHOICE などスマートライフの普及と「あつぎエコスタイル」の形成
- 温室効果ガス排出の抑制、市民協働による脱炭素社会の推進



各主体の取組

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ①地球温暖化や気候変動の影響について知る、学ぶ、家族で話し合う ②省エネルギーやエネルギー有効活用に関する情報の収集、講座への参加 ③COOL CHOICE、緑のカーテン、節水・雨水活用などスマートライフの実践 ④地域の環境やスマートライフを楽しむ知恵や情報、実践結果の情報提供、発信
環境保全等 活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ①講座等を活用した省エネルギーやエネルギー有効利用の知識・情報等の提供 ②スマートライフなど「あつぎエコスタイル」づくりへの参加と協力、普及啓発
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ①事業所での COOL CHOICE、周辺緑化など省エネ対策や行動の積極的な実践 ②市民等の COOL CHOICE やスマートライフを支える製品・サービスの提供 ③スマートライフなど「あつぎエコスタイル」づくりへの参加と協力
市	<ul style="list-style-type: none"> ①省エネ等 COOL CHOICE の普及啓発 ②地球温暖化や気候変動の影響、エネルギー有効活用に関する情報提供、講座の開催 ③スマートライフなど「あつぎエコスタイル」づくりの普及啓発と推進

基本施策Ⅰ-3 ごみの発生抑制・循環利用の推進

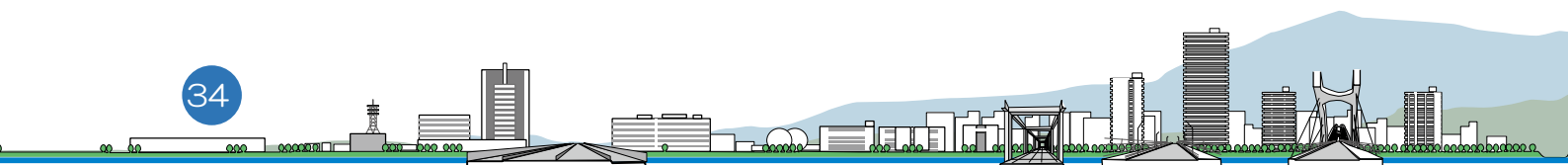
取組の方向

市民・事業者・市が連携して3Rの普及、プラスチックごみ削減や食品ロス対策などの循環型都市の実現に向けた取組を進めていくとともに、家庭や事業所からのごみの発生抑制、分別の徹底と資源回収を促進し、一層のごみの減量化・資源化を進めます。

主要計画 厚木市一般廃棄物処理基本計画、厚木市災害廃棄物処理計画

【現状と課題】

- ・ 私たちの暮らしや事業活動において、使うことや食べることができるのに、ごみとして捨てられ、処分されてしまう物や食品が数多く、かつ、膨大な量となっています。
- ・ プラスチックごみの海洋への流出、蓄積による生態系への影響が深刻になっています。環境省では「プラスチックスマート」キャンペーンを実施し、海洋プラスチック問題への総合的な取組を進めていくこととしています。
- ・ 我が国では食料自給率が低く、輸入に依存している反面、廃棄される食料が多く、食品ロス対策を一層進め、廃棄される食料を削減していくことが重要な課題です。
- ・ 本市のごみの総排出量は、平成14（2002）年度より3割近く減少しましたが、近年は減少率が横ばいとなっています。ごみ総排出量の約4分の3が家庭系ごみです。
- ・ 令和元（2019）年度の速報値では、市民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量は661g、家庭系ごみの減量化率27.6%、資源化率34.2%で、それぞれ年々向上していますが、令和2（2020）年度目標の632g、30%と40%に達していません。更なるごみの減量・資源化が課題となっています。
- ・ 今後、食品ロスの削減を始め、「もえるごみ」の大半を占める生ごみの更なる減量と資源化を進めていく必要があります。
- ・ 「もえるごみ」への混入率が高い、「雑がみ」や「せん定枝」、「プラスチック製容器包装」の分別徹底による資源化を進めていく必要があります。
- ・ 事業系ごみの排出量は、令和2（2020）年度の目標である30%削減を達成しました。しかし、市民一人1日当たりの事業系ごみ排出量は236gで、県平均182gを上回っており、県内19市中2番目に多い状況となっています。
- ・ 事業系ごみの減量化・資源化では、複数の大規模事業所がゼロ・ウェイストを達成する一方、大規模小売店舗や医療福祉施設などの多量排出事業者が多いといった課題があります。



【アンケート結果】

- ・ 環境に関する市民アンケートにおいて、今後、市が優先すべき内容として、7割以上の市民が、「食品ロス対策、プラごみ削減等のごみの発生源対策」を選んでいます。
- ・ ごみの減量化・資源化に効果的と思う取組として、「ごみの分別とリサイクル」と「食品ロス対策」をともに5割近くの市民が選んでいます。

【取組を進めていくための指標】

指標	現状値・基準値		目標（令和8年度）
① 市民一人1日当たりの家庭系ごみの減量化率（平成14年度比）	43.3% （令和元年度）	➡	50%
② 家庭系ごみの資源化率	34.3% （令和元年度）	➡	40%
③ 事業系ごみの減量化率（平成14年度比）	30.1% （令和元年度）	➡	50%
④ 市民アンケートの数値『ごみの減量化、資源化が進んでいると思う市民の割合』	57.3% （令和元年度）	➡	80%

ごみ減量・資源化のキーワードは3つのRと3つのキリ

3つのR

Reduce (リデュース:減らす) 出てるごみをできるだけ減らしてね!

レジ袋をもらわずにエコバッグでお買い物

過剰包装は断る

量り売りで必要量だけお買い物

使い捨て商品はできるだけ使わない

Reuse (リユース:再使用) 使える物は繰り返し使ってね!

詰替え商品の積極的な利用

修理できるものは修理して使う

フリーマーケット

まだ使える!フリーマーケットやリサイクルショップの活用

Recycle (リサイクル:再生利用) 資源として再生利用できるように分別してね!

分別ルールをきちんと守る

ペットボトル バック

紙 紙

お店の店頭回収の利用

3つのキリ

使いキリ 食材は必要な量だけ買って、使い切ってね!

冷蔵庫をチェック!

買いすぎない

アレンジして使い切る

食べキリ 食べ物を大切に!残さず食べてね!

必要な量だけ作って残さず食べる

世界の中には満足に食べられない人々もたくさんいます

水キリ 生ごみの80%は水分だよ!しっかり水キリをしてからもえるごみに出してね!

捨てる前にひと絞りを!

野菜くずはできるだけぬらさず...

一歩進んで...乾燥させて!

「資源とごみの出し方」マナーや注意点 厚木市より

【施策の展開】

I-3-① ごみの減量化・資源化の推進 【重点取組】

家庭や事業所でのごみの発生抑制、分別の徹底と資源回収を促進し、一層のごみの減量化と資源化を進め、循環型都市を構築します。

考えられる取組

- ・食品ロス対策の推進
（フードバンクなどの取組促進）
- ・分別の徹底による資源化の推進
- ・3つのキリによる生ごみの減量
- ・事業者の排出者責任の遵守徹底

I-3-② 3Rの普及と推進の仕組みづくり

3Rの普及やフリーマーケットなど3Rの仕組みづくりを進めます。

考えられる取組

- ・3Rの普及と促進
- ・フリーマーケットなどのリユースの推進
- ・プラごみ削減のための普及啓発

I-3-③ 廃棄物の適正処理の推進

ごみの効率的な収集方法と安定的な処理体制を確立し、循環型都市づくりを進めます。

考えられる取組

- ・新たな品目の資源化や家庭系ごみの有料化などによる家庭系ごみ全体の減量化・資源化の検討
- ・新たなごみ中間処理施設の整備の推進、災害廃棄物一時保管場所の確保など安定的な処理体制の確立



令和元年度ごみ減量リサイクルポスター

◀市長賞



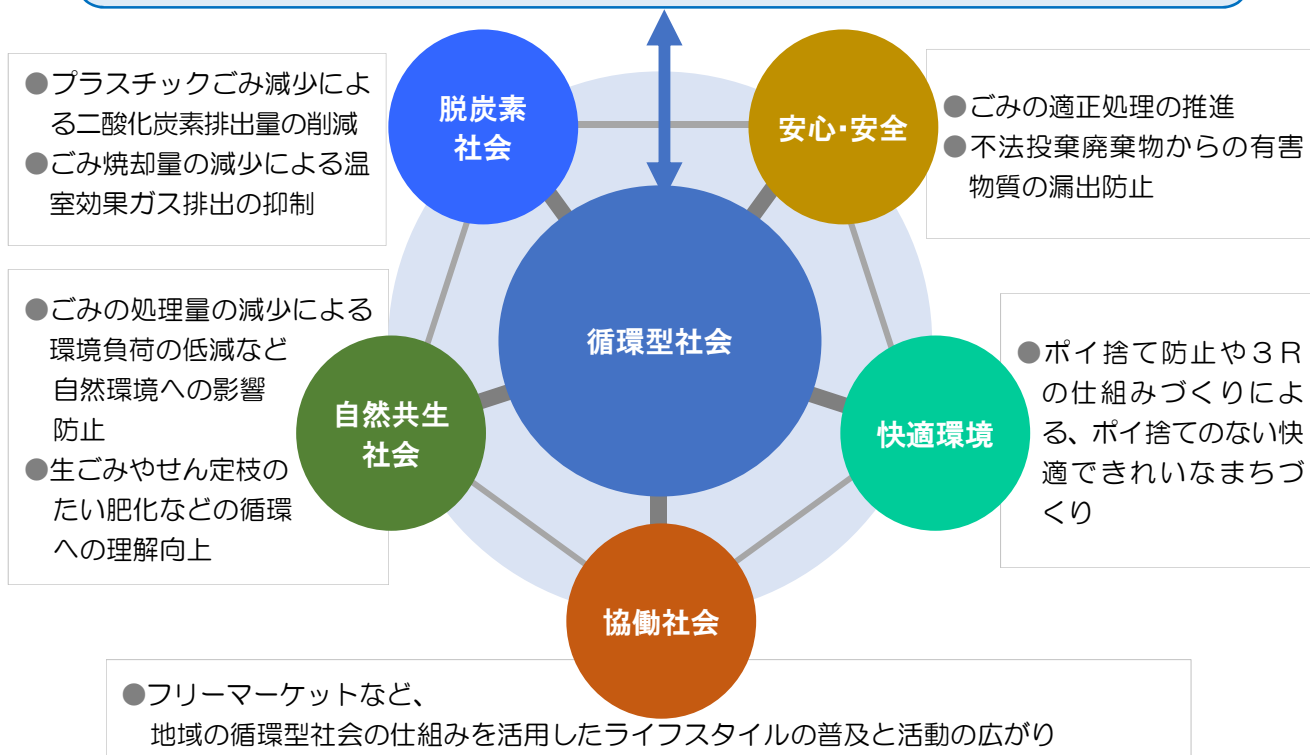
▲会長賞



▶教育長賞

重点取組 I-3-① ごみの減量化・資源化の推進

- 資源を大切にする意識の啓発
- 家庭ごみの減量化・資源化の向上、“Go ごみニマムシティ”の普及と推進
- ごみの減量化によるごみ処理経費の削減



各主体の取組

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ① ごみ排出の当事者としての自覚と責任の保持、資源を大切にするライフスタイルの確立 ② 食品の計画的な購入と消費など、食品残渣の削減、食品ロス対策の推進 ③ 不用品交換など再使用（リユース）の推進（フリーマーケット等の活用など） ④ 資源とごみの正しい分別の徹底、排出ルールへの遵守と協力
環境保全等活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ① ごみの減量化・資源化の啓発活動の推進 ② 市民・事業者・市と連携した積極的な活動の推進 ③ 3Rや食品ロス問題、プラスチックごみ問題に係る環境学習や講座の実施と協力
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ① 排出事業者の処理責任に基づいた資源とごみの正しい分別と適正処理の遵守 ② 事業活動に伴うごみの減量・資源化、食品ロスやプラスチックごみ対策の推進 ③ 再生資源の積極的な活用、ごみになり難い製品の開発と提供
市	<ul style="list-style-type: none"> ① 一般廃棄物処理基本計画など、ごみ減量化・資源化の適正な施策の実施 ② 市民・環境保全等活動団体・事業者への的確な情報提供と協力要請 ③ 3Rや食品ロス問題、プラスチックごみ問題への意識啓発や環境学習、講座の開催支援 ④ 市民・環境保全等活動団体・事業者の3R活動の促進と活動支援（助言、協力） ⑤ 市民への適正分別・分別マナーの意識啓発 ⑥ 事業者への講習会等の実施、適正排出指導などの実施

基本施策Ⅱ-1 生物多様性の保全と普及

取組の方向

丹沢山地から相模川までの、変化に富む自然環境における生物多様性の役割や、豊かな恵みへの理解を深めるとともに、保全への取組を進めることで、自然と共生するまちづくりの推進に努めます。

主要計画	生物多様性あつぎ戦略、元気な森づくり整備計画など
------	--------------------------

【現状と課題】

- ・ 市西部の丹沢山地や中津山地は、丹沢大山国定公園・県立丹沢大山自然公園を始め、県立七沢森林公園、飯山白山森林公園を中心とした森林が広がり、溪流など河川の源流となっています。
- ・ 山地から相模川沿岸や市街地との間に広がる里地里山には、谷戸や河川などの水の流れと、森林や農地などの緑からなる多様な自然環境を形成しています。
- ・ 本市は、大山などの山地から山麓地、丘陵地、河岸段丘の斜面緑地、谷戸や河川の水辺、相模川右岸に至る変化に富んだ地形からなります。標高差 1,232mに及び変化に富んだ自然環境が形成され、希少動植物を始め、多様な生物の生育生息地となっているほか、市民や来訪者が自然に親しみ、学ぶことができる空間となっています。
- ・ 近年、特定外来生物の生育生息地の拡大を始め、二ホンジカによる林床植生の消失など森林被害、イノシシ等による農地や農作物被害、農林地の利用の低下による荒廃化など、良好な自然環境や生態系の保全に様々な影響を及ぼしてきています。
- ・ 市では、平成 25（2013）年 3 月に「生物多様性あつぎ戦略」を策定し、豊かな自然やその恵みを将来に継承していくことを目標としました。
- ・ 市内の希少動植物の現状を把握し、その保護と生物多様性の保全を目的に、令和 2（2020）年度に「厚木市版レッドデータブック」を作成し、その活用を図っていくこととしました。

【アンケート結果】

- ・ 環境に関する市民アンケートでは、今後、市が優先して取り組むべき内容として、6 割近くの市民が「生物多様性の保全、特定外来種防除、希少種保護対策の推進」を選んでおり、生物多様性への関心も高いと考えられます。

【取組を進めていくための指標】

指標		現状値・基準値		目標（令和8年度）	
①	生物多様性あつぎ戦略の啓発事業への参加者数	900人 （令和元年度）	➡	1,300人	
②	市民アンケートの数値『生物多様性の普及や保全が進んでいると思う市民の割合』	18.7% （令和元年度）	➡	45%	

【参考】生物多様性の恵み（生態系サービス）

私たちの暮らしは食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられています。これらの恵みは「生態系サービス」と呼ばれます。



供給サービス
（例：食料）



調整サービス
（例：花粉媒介）



生息・生育地サービス
（例：生息環境）



文化的サービス
（例：レクリエーション）

- 食料
（例：魚、肉、果物、きのこ）
- 水
（例：飲用、灌漑用、冷却用）
- 原材料
（例：繊維、木材、燃料、飼料、肥料、鉱物）
- 遺伝資源
（例：農作物の品種改良、医薬品開発）
- 薬用資源
（例：薬、化粧品、染料、実験動物）
- 観賞資源
（例：工芸品、観賞植物、ペット動物、ファッション）

- 大気質調整
（例：ヒートアイランド緩和、微粒塵・化学物質などの捕捉）
- 気候調整
（例：炭素固定、植生が降雨量に与える影響）
- 局所災害の緩和
（例：暴風と洪水による被害の緩和）
- 水量調整
（例：排水、灌漑、干ばつ防止）
- 水質浄化
- 土壌浸食の抑制
- 地力（土壌肥沃度）の維持（土壌形成を含む）
- 花粉媒介
- 生物学的コントロール
（例：種子の散布、病害虫のコントロール）

- 生息・生育環境の提供
- 遺伝的多様性の維持
（特に遺伝子プールの保護）

- 自然景観の保全
- レクリエーションや観光の場と機会
- 文化、芸術、デザインへのインスピレーション
- 神秘的体験
- 科学や教育に関する知識

（出典）生物多様性と生態系サービス

環境省自然保護局より

【施策の展開】

Ⅱ-1-① 丹沢大山地域の自然環境の保全・再生

丹沢山地や中津山地の豊かな森林や生物多様性の保全を進め、多面的機能の発揮に向けた取組を推進します。また、貴重な自然とのふれあいを楽しみ、学ぶ機会を充実します。

考えられる取組

- ・丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園、飯山白山森林公園等の自然環境の保全、自然とのふれあう機会の充実
- ・国県や近隣市町村との連携による自然環境保全活動、ニホンジカなどの適正管理と森林の育成管理の推進
- ・登山道等の整備と登山マナー等の普及啓発

Ⅱ-1-② 生物多様性に関する調査・普及啓発 【重点取組】

「生物多様性あつぎ戦略」や「厚木市里地里山保全等促進計画」の普及啓発や取組の推進、「厚木市版レッドデータブック」を活用した環境学習の教材の整備、情報の発信などを進め、生物多様性の保全に向けた取組を促進します。

考えられる取組

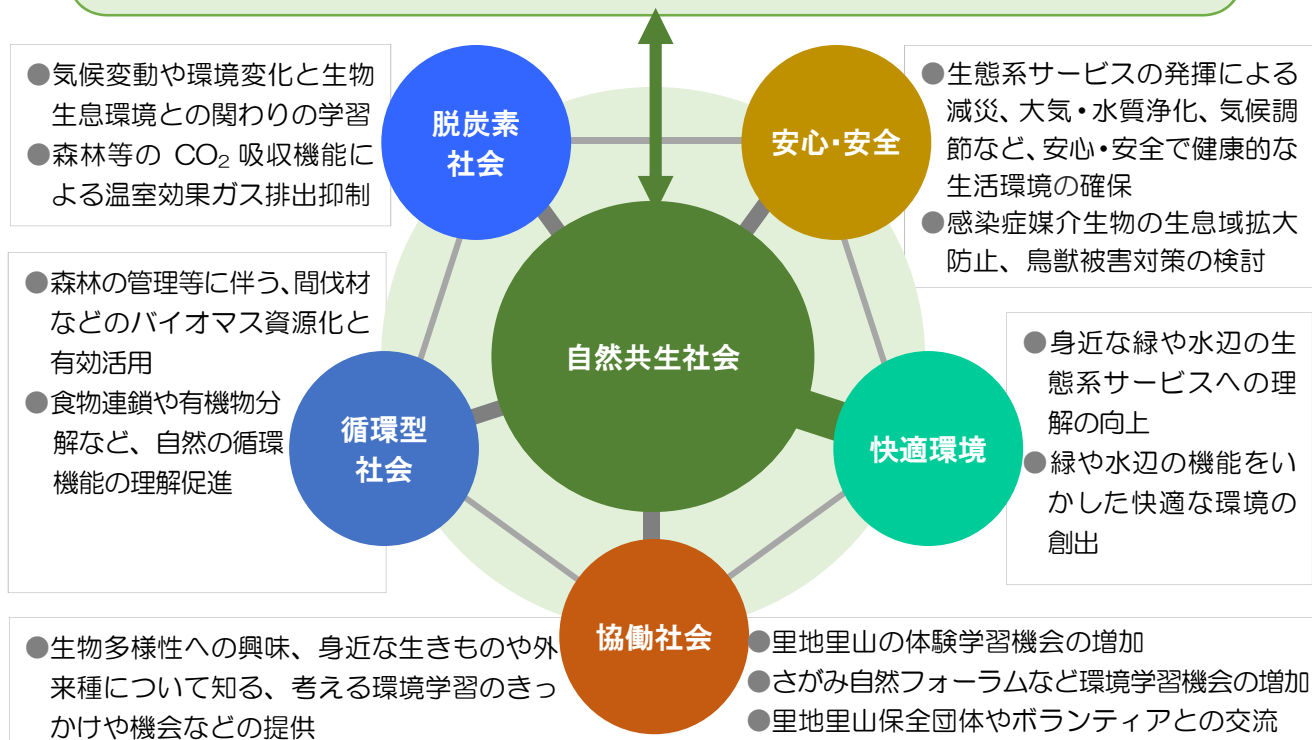
- ・「生物多様性あつぎ戦略」の普及啓発の充実
- ・生きもの観察情報の発信など、生物多様性の保全への理解の促進を図る取組（「厚木市版レッドデータブック」を活用した自然観察や環境学習の促進など）
- ・さがみ自然フォーラムや環境エコツアーなど生物多様性の普及啓発に向けたイベントの実施
- ・生物多様性に関する調査や観察、情報整備の実施
- ・特定外来生物の駆除活動など、外来種への対策の推進



さがみ自然フォーラムの様子

重点取組Ⅱ-1-② 生物多様性に関する調査・普及啓発

- 厚木市版レッドデータブックや生物調査・観察結果などを活用した自然・生きもの観察ガイドの作成、情報発信による生物多様性への理解の促進
- 生態系サービスへの理解と保全、活用の普及
- 希少動植物への理解と生息・生育環境の保全、特定外来生物への理解と対策の普及
- 生きものと暮らしとの関わりの理解の醸成、環境教育・環境学習の普及



各主体の取組

市民	<ul style="list-style-type: none"> ① 自然・生きもの観察ガイドを活用し、地域の自然や生物多様性の役割を考える ② 環境保全等活動団体や市が開催する環境学習や自然観察会などに参加 ③ 自然・生きもの観察ガイドを活用し、見つけた生物を調べ、情報を提供する
環境保全等活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ① 生物多様性や生態系サービスに関する講座の開催と普及 ② 生物調査の実施、自然・生きもの観察ガイドの作成と協力の実施 ③ 自然・生きもの観察ガイドを活用した環境学習や自然観察会の開催
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域や環境保全等活動団体、市が行う自然調査や自然観察会への協力 ② 地域の生物多様性や生態系サービスをいかした事業活動の推進 ③ 地域の自然や生物多様性保全に配慮した事業活動の推進
市	<ul style="list-style-type: none"> ① 生物多様性あつぎ戦略及び厚木市版レッドデータブックの普及啓発 ② 自然・生きもの観察ガイドの作成と情報の発信 ③ 自然環境や生物多様性の保全及び保全活動の推進と活動支援 ④ 生物多様性に関する調査、観察、情報整備の実施

基本施策Ⅱ-2 農林地、里地里山等の保全と再生

取組の方向

里地里山の農林業の営みを尊重しつつ、多様な分野にわたる活用を通じて、里地里山の多面的機能を発揮させ、その恵みを市民が将来にわたって享受できるよう、市及び土地所有者、活動団体、市民等の協働により里地里山の保全や再生、活用を進めます。

主要計画

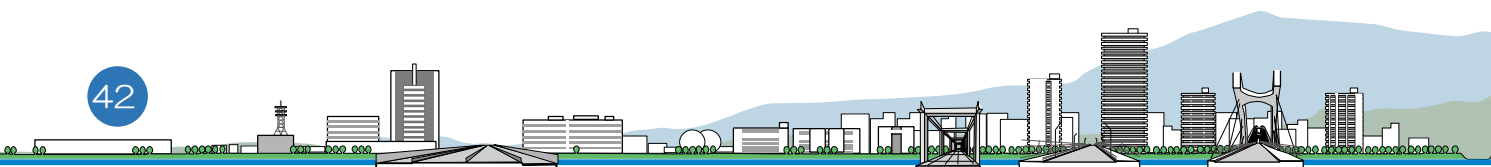
厚木市里地里山保全等促進計画、生物多様性あつぎ戦略、厚木市都市農業振興計画、元気な森づくり整備計画など

【現状と課題】

- ・ 里地里山は、自然性の高い奥山自然地域と人間活動が集中する都市地域との中間に位置し、集落を取り巻く農地、水路、ため池、二次林と人工林、草原などで構成される地域で、市内では玉川地域、荻野地域や小鮎地域などに良好な状態で引き継がれてきています。
- ・ 良好な環境を守り育ててきた農林業の衰退、里地里山の利用の低下、農林業者の生活の変化や高齢化などにより、里地里山の維持管理が困難になってきました。
- ・ 市では、里地里山の豊かな自然環境を後世に引き継いで行くことを目的に、平成 14（2002）年度から七沢地区と荻野地区で「里山マルチライブプラン」を実施し、地域の活動団体と市民ボランティアなどが協働し、里地里山が持つ多面的な機能（生物多様性の保全、良好な景観、自然体験の場など）が発揮できるよう取組を進めてきました。
- ・ 平成 25（2013）年 3 月に「生物多様性あつぎ戦略」を策定し、生物多様性がもたらす恵みや里地里山の豊かな自然を将来に継承していくことを目標としました。また、同年 12 月に、市民等との協働による里地里山の保全や活用を通じて、里地里山が持つ多面的機能を発揮し、その恵みを市民が将来にわたって享受できることを目的に「厚木市里地里山保全等促進条例」を制定しました。
- ・ 平成 27（2015）年に「厚木市里地里山保全等促進計画」を策定し、市民等とともに里地里山の新たな協働利用を進めながら、保全や活用を図っています（令和 2（2020）年度末改定）。

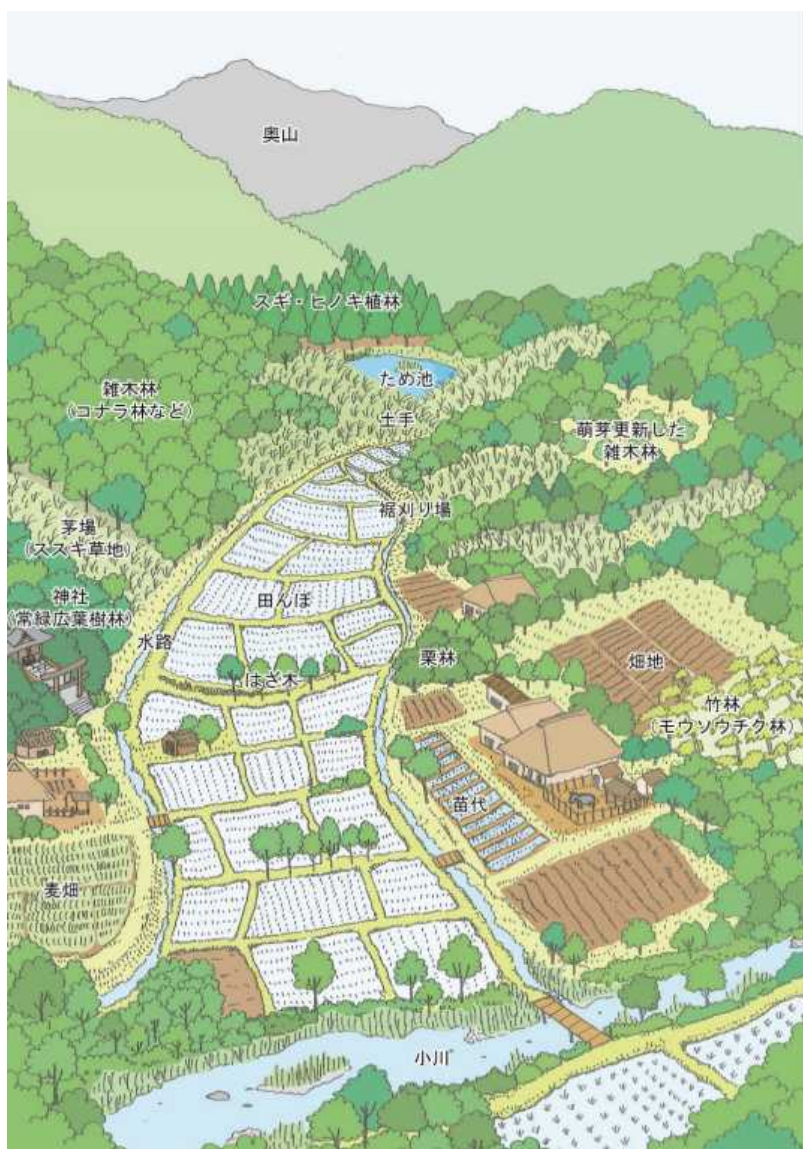
【アンケート結果】

- ・ 環境に関する市民アンケートでは、今後、市が優先して取り組むべき内容として、6 割以上の市民が「森林や農地、里地里山の保全と活用」を選んでいます。また、自然環境や身近な生きもの、緑や水辺において、「森林や樹林地の荒廃」が特に課題として考えており、次いで「耕作放棄地の増加」「外来種・特定外来種問題」が課題と考えています。



【取組を進めていくための指標】

指標	現状値・基準値		目標（令和8年度）
① 里地里山保全等活動協定地面積	6.0ha （令和元年度）	➡	6.5ha
② 市民アンケートの数値『里地里山の保全や活用が進んでいると思う市民の割合』	23.4% （令和元年度）	➡	50%



里地里山のイメージ（昭和初期頃）（厚木市里地里山保全等促進計画）

出典：「荒廃した里山を蘇らせる 自然生態修復工学入門」（養父，2003. 農山漁村文化協会）図 1-1 から作成



七沢里山づくりの会



NPO法人里山ネット・あつぎ



荻野三つ沢の里山を守る会

【施策の展開】

Ⅱ-2-① 里地里山の自然環境の保全と再生、活用 【重点取組】

里地里山の森林や農地、水辺など、自然が果たしている水源涵養^{かんよう}や災害防止、生きものの生息環境の提供、自然体験の場などの多面的な機能が発揮できるよう、里地里山の多様な活用を進めつつ、森林や農地、水辺の自然環境の保全や再生、活用を進めます。

考えられる取組

- ・里地里山の特性をいかした体験学習の推進やエコツアーの検討など、新たな価値の再発見
- ・里地里山保全活動の推進、保全ボランティアの育成と活動支援
- ・適切な森林の整備と管理による二酸化炭素吸収、生物多様性の保全、水源涵養^{かんよう}や災害防止、良好な景観や自然体験の場など、多面的な機能の発揮
- ・地元産材の活用促進、林産物の地産地消の推進、鳥獣被害対策の推進など

Ⅱ-2-② 都市農業の育成と農地の保全・活用

農地は、農作物の生産と供給など都市農業としての役割を始め、水源涵養^{かんよう}や保水・遊水機能、身近な生きものの生息の場、緑豊かな景観、自然との共生文化とのふれあい、オープンスペースとしての防災機能など多面的な機能を果たしています。都市農業としての育成と農地の保全・活用を進め、多面的な機能が発揮できるようにします。

考えられる取組

- ・農林地の保全と活用、新規就農者支援、農地の流動化
- ・あつぎブランド農産物の育成、朝市・夕焼け市などによる農産物の地産地消の推進
- ・市街化区域内農地は、緑地機能や防災機能のオープンスペースとして活用
- ・市民農園の運営や体験型農園の推進



飯山農楽校



みどりと清流のふるさと創造委員会



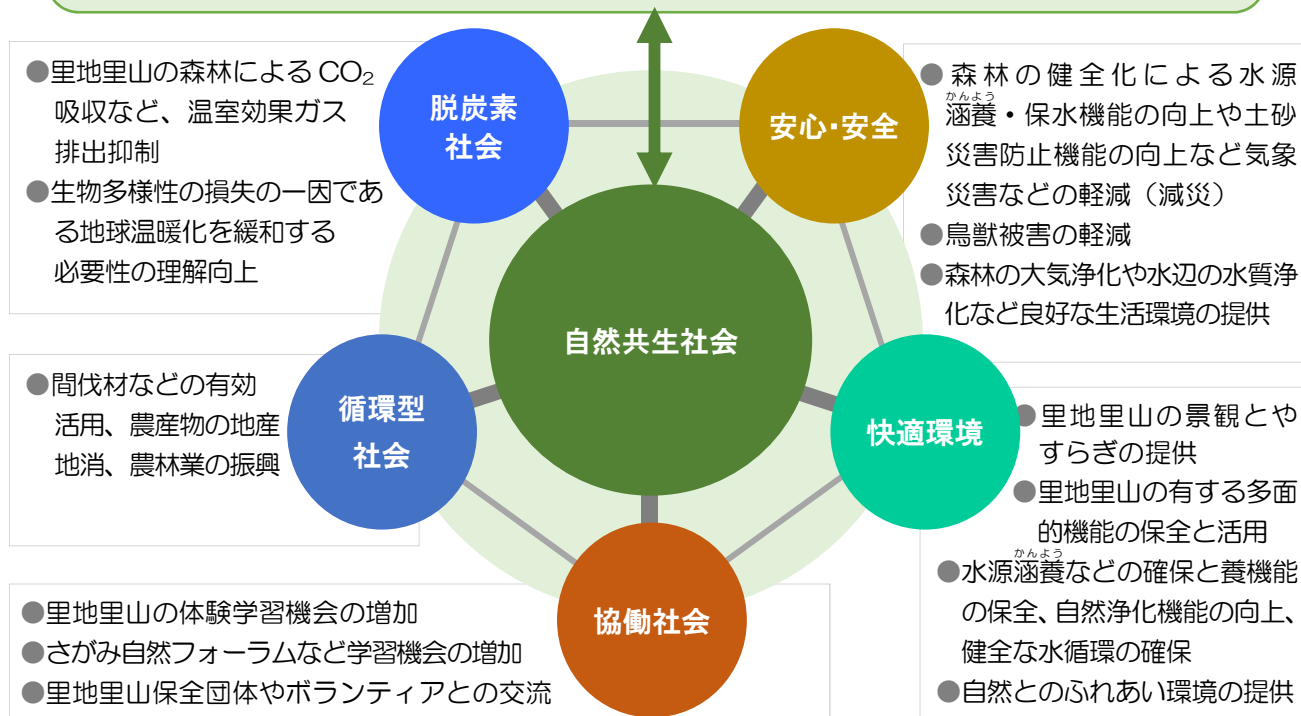
特定非営利活動法人ゆめのシステムプロジェクト



特定非営利活動法人グリーン成長桜

重点取組Ⅱ-2-① 里地里山の自然環境の保全と再生、活用

- 里地里山の保全・再生など保全活動の推進、自然とのふれあいを楽しむ活動の普及
- 里地里山の保全や活用による多面的機能の発揮など、多様な生物の生育生息環境の確保
- 雨水の保水や貯留、地下水涵養^{かんよう}の保全、自然浄化機能の向上など健全な水循環の確保
- 里地里山の自然との共生の知恵などの発見と暮らしの中での活用



各主体の取組

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ① 里地里山地域に出掛け、散策するなど、里地里山の自然とのふれあいを楽しむ ② 環境保全等活動団体や市が開催する環境学習や自然観察会などに参加 ③ 里地里山の森や水辺づくり、特定外来生物駆除などの保全活動への参加と協力 ④ 地元産材や農産物の活用、里地里山の楽しみ方などの情報の提供や発信
環境保全等活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ① 里地里山の自然や多面的機能に関する環境学習や体験学習、エコツアーなどの実施 ② 里地里山の保全活動の実施（森林づくり、水辺づくり、ピオトープづくりなど） ③ 市民・他の環境保全等活動団体・事業者・市・研究機関との積極的な連携と活動推進 ④ 里地里山の保全活動の情報発信
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ① 里地里山の自然や多面的機能の保全への理解と従業員への周知 ② 里地里山の保全活動への参加、協力、地元農林産物の活用など地産地消への協力 ③ 事業活動に伴う生物多様性や水環境への影響のモニタリング実施
市	<ul style="list-style-type: none"> ① 里地里山の自然や多面的機能の普及啓発、環境学習や体験学習の推進と支援 ② 市民・環境保全等活動団体・事業者・研究機関との連携による保全活動等の推進 ③ 地元産材や農林産物の地産地消、里地里山を楽しむための情報発信 ④ 森づくり、水辺づくり、生物多様性の保全など、里地里山の多面的機能の発揮 ⑤ 希少動植物の生息生育環境の保全、特定外来生物駆除対策の推進

基本施策Ⅱ-3 身近な緑と水辺の保全と創出

取組の方向

地域の雨水保水や水源涵養機能^{かんよう}の向上など健全な水循環を形成します。また、緑や水辺の生物生息環境を保全・再生・創出し、身近な緑や水辺が暮らしや環境保全に果たしている諸機能をいかし、河川と共生したまちづくりを進めます。

また、身近な緑と水辺との多様なふれあいを楽しむ機会づくりを進め、自然と共生した環境の形成を目指します。

主要計画	厚木市緑の基本計画、厚木市都市計画マスタープラン
------	--------------------------

【現状と課題】

- ・ 東端には相模川が流れ、中津川、荻野川、小鮎川、恩曾川、玉川の5河川が市街地を貫流し市域を分断する形で相模川へ放射状に合流し、昔から、様々な恩恵を受けています。
- ・ 健全な水循環の形成に向けて、河川の水源となっている谷戸水辺再生事業を始め、多自然川づくり事業などを進めてきました。
- ・ 市街地や住宅地の周辺には、段丘や里山の斜面緑地、大きな公園緑地、河川敷や河川沿いの緑が連続するなど、日常生活の身近な所に緑や水辺などの自然環境があります。
- ・ 大規模な公園は、都市基幹公園であるぼうさいの丘公園、荻野運動公園などのほか、広域公園の県立七沢森林公園、都市緑地のあつぎつつじの丘公園、愛名緑地、小町緑地が整備されています。
- ・ 街区公園の整備は進んでいますが、誘致圏を満たしていない範囲が多く、市街地での用地取得が難しく整備が進んでいない近隣公園や地区公園の整備が課題となっています。
- ・ 人口一人当たりの公園整備面積は、令和2年(2020)年3月31日現在で、市全域内で8.15m²/人、市街化区域内で6.64m²/人となっています。
- ・ こうした公園緑地の整備のほか、「厚木市緑を豊かにする事業推進要綱」による公共施設、街路などの緑化、民間施設の緑化や屋上緑化など、地球温暖化の抑制や身近な生きものとのふれあい、快適なまちなみの保全・創出を進めています。
- ・ 緑を守る事業として、自然環境保護地区やふるさとの森、斜面緑地保存地区、野生動物保護地区、保護樹林、保護樹木、保存生垣を指定し、守る活動を奨励しています。
- ・ 今後、こうした多様な緑の保全・活用・整備を進め、水辺の自然とのネットワーク化を進めていくことにより、市民が身近な緑と水辺との多様なふれあいが楽しめる、自然と共生した魅力ある都市づくりを進めていくことが重要になっています。

【アンケート結果】

- 環境に関する親子アンケートでは、「守り・残していきたい環境（場所）」として、各地区とも、河川沿い公園や水辺、身近な公園、桜並木、社寺の祭りなどが、数多く上げられており、身近な緑や水辺が重要と考えられています。また、市民満足度調査における「河川環境」の項目については、満足度と重要度が高く、身近な河川環境に対する意識が高いです。

【取組を進めていくための指標】

指 標	現状値・基準値		目 標（令和8年度）
① 都市全体の緑地率	32.9% （令和元年度）	➡	33.2%
② 都市緑化の保全活動に参加した団体数	65 団体 （令和元年度）	➡	72 団体



三田せせらぎの小道



中津川（一級河川）



相模川（一級河川）

【施策の展開】

Ⅱ-3-① 河川と共生し、水辺をいかしたまちづくり

地域の雨水保水や水源涵養機能の向上、谷戸や水辺の再生など、良好な水循環を保全・確保します。また、河川など水辺の生物生息環境の保全・再生、ふれあいの向上など、多彩で豊かなふれあいが楽しめる水辺環境を創り、河川と共生した暮らしづくりを進めます。

また、身近な緑や水辺が果たしている諸機能をいかし、水辺の散策などができる親しみやすい水辺環境づくりを進めます。

考えられる取組

- ・多自然型河川整備など、水辺の生物生息環境の保全と再生
- ・生態系に配慮した河川敷と護岸部の改修
- ・水辺の散策路や親水環境の整備と管理の推進
- ・河川敷の外来種対策
- ・相模川クリーンキャンペーンなど、河川等水辺の環境美化の推進

Ⅱ-3-② 身近な緑の保全と創出 【重点取組】

市街地や住まい周辺の緑を守り、育み、創出し、緑が暮らしの中で果たしている役割をいかして、緑豊かで快適な生活や産業活動が進められる都市環境を形成します。

考えられる取組

- ・保存樹林や社寺林、生垣など、指定制度による緑の保全の推進
- ・公園や緑地、緑道、街路樹の整備と管理、避難場所の機能を担う公園緑地の整備
- ・公共施設の緑化、屋上緑化や壁面緑化、緑のカーテンなど都市緑化の推進



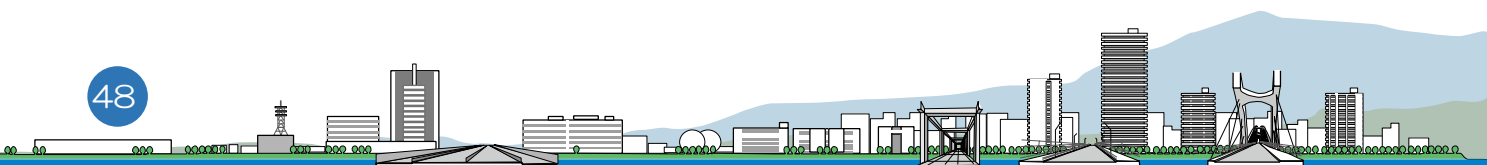
ローズガーデン



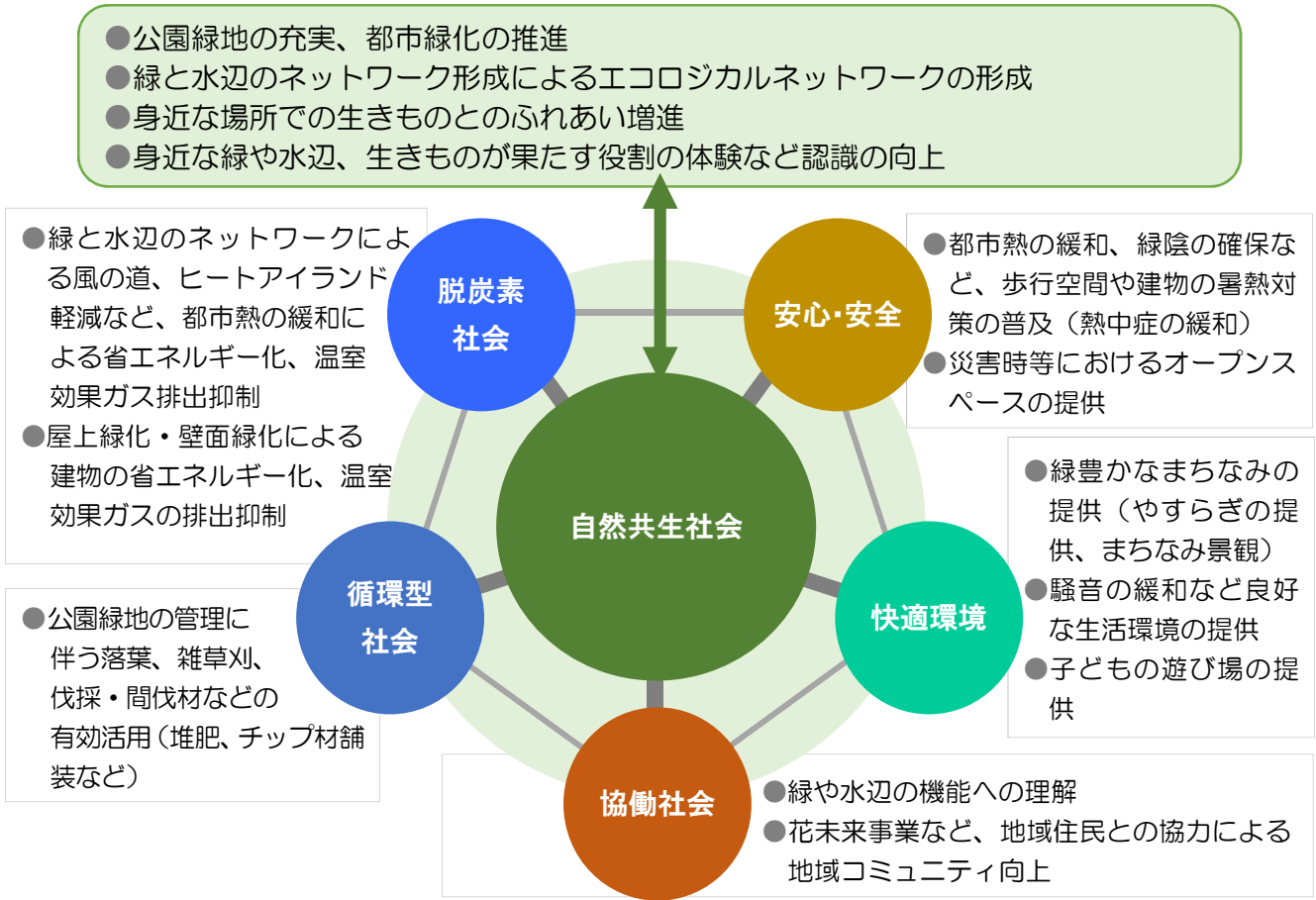
保護樹木



ぼうさいの丘公園



重点取組Ⅱ-3-② 身近な緑の保全と創出



各主体の取組

市民	①自宅や屋上の緑化と緑の管理（剪定や雑草除去、落ち葉掃きなど）の推進 ②除草剤、殺虫剤等の過剰使用の自粛（適正な使用と保管管理の徹底） ③環境保全等活動団体・事業者・市による緑化活動や緑地等の管理活動への参加
環境保全等活動団体	①公園や公共施設、道路などへの草花の植栽活動、緑の保全活動の推進 ②市民・市の緑化活動や緑地等管理活動への参加と協力 ③緑と水辺、自然を愛する気持ちを培う講座や活動の実施
事業者	①事業場・工場の緑化の推進と適正な管理の実施 ②市民・環境保全等活動団体・市の緑化活動や緑地等管理活動への参加と協力
市	①計画的な公園緑地の整備、公園緑地等の多面的機能の充実 ②公共施設の緑化の推進、街路樹の整備 ③市民・環境保全等活動団体・事業者による緑化活動や緑地等の管理活動の支援協力 ④みどりの基金の充実と有効活用の推進 ⑤緑と水辺のネットワークづくりの推進

基本施策Ⅲ-1 まち歩きや自転車が楽しめるまちづくりの推進

取組の方向

都市緑化と併せて、安全で快適なまち歩きや自転車利用が楽しめる環境を充実し、温室効果ガス排出などの環境負荷が少ないまちづくりを進めます。また、緑や水辺との豊かなふれあいができ、地場の農産物を販売する朝市・夕焼け市などの『市』のあるまちの創出など、歩いてみたくなる環境のまちを創出していきます。

主要計画

厚木市地球温暖化対策実行計画、厚木市都市計画マスタープラン、厚木市交通マスタープラン、あつぎの道づくり計画など

【現状と課題】

- ・ 環境問題への配慮や気候変動による暑熱対策、超高齢社会に対応した交通サービスの充実やコミュニティ交通の導入、歩いて楽しいまちに向けた歩行空間の整備、快適な自転車走行空間の形成など、安全で、環境にも人にも優しい道路空間が課題となっています。
- ・ 地域の個性をいかした景観づくりに向けて、「厚木市景観条例」と「厚木市景観計画」に基づき良好な景観づくりを進めています。

【アンケート結果】

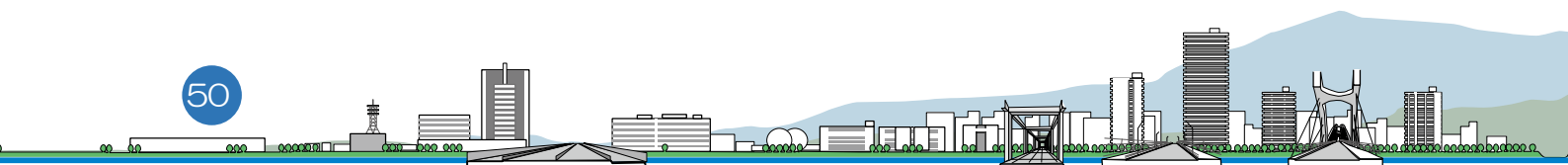
- ・ 環境に関する市民アンケート結果では、日常生活でのエネルギーの有効利用に向けて、7割近くの市民が、公共交通機関や自転車・徒歩での移動に気を付けています。しかし、自動車利用時でのエコドライブ等への配慮は4割程度となっています。
- ・ 親子アンケートのどのような環境のまちであったら良いかでは、3割近くの子どもが「安心して自転車やまち歩きができるまち」を挙げています。



第22回『あつぎ環境写真展』 佳作 「木々のトンネル」



花未来事業中町公園



【取組を進めていくための指標】

指標	現状値・基準値	目標（令和8年度）
① 自動車の利用抑制が地球温暖化のために重要と考える市民の割合	13.7% (令和元年度)	➔ 20%



自転車安全利用促進条例とは？
 近年、市内の交通事故発生件数、負傷者数は年々減少傾向にありますが、自転車に関する事故の割合が高いことから、「自転車安全利用促進条例」に基づき、自転車の安全な利用に関する意識の向上及び自転車に起因する事故の未然防止に取り組んでいくものです。

自転車安全利用促進条例の内容は？
 ◇自転車利用者及び市の「責務」
 ◇自転車小売業者、交通関係団体、市民の「役割」
 ◇安全な利用のために「定期的な点検・整備」
 ◇万が一の事故に備えた「保険等への加入」
 ◇13歳未満の幼児・児童の「乗車用ヘルメット着用」（保護者への義務）
 ◇危険運転者等への「指導」
 などについて規定しています。

自転車 条例 検索

※詳しくは、厚木市のホームページをご覧ください。

自転車運転者が加害者になるケースが増えています！！
 万が一の事故に備えた保険（個人賠償責任保険やTSマーク付帯保険など）に加入しましょう。
 ※TS（TRAFFIC SAFETY）マーク付帯保険とは？
 自転車安全整備店で点検・整備（有料）を受けた自転車に貼られる「TSマーク」に付帯されるもので、有効期限は1年間です。

第一種 TSマーク 賠償責任補償1,000万円（限度額）
 第二種 TSマーク 賠償責任補償2,000万円（限度額）

交差点での自転車事故多発！

交差点 75.6%
田原1、6、右左折時など

単路 24.4%
正国庫交、高栄など
 ※単路とは、道路の中心交差点及び踏切等を設けた部分のこと

0 10 20 30 40 50 60 70 80 H4単路データより

厚木市自転車安全利用促進条例チラシ（厚木市）



朝市



夕焼け市



【施策の展開】

Ⅲ-1-① 安全で快適な歩行環境・歩道の整備 【重点取組】

歩行者利用の多い路線を中心とした歩道の整備や誰もが安全かつ円滑に利用できる歩行環境を確保するために歩道のバリアフリー化を進めるなど、安全で快適にまち歩きができる環境づくりを進めます。

考えられる取組

- ・通学路の安全対策や歩道の整備
- ・歩行者空間での駐輪の防止、放置自転車などの対策の推進
- ・歩道の段差解消や休憩スペースの整備などバリアフリー化の推進

Ⅲ-1-② 自転車利用環境の整備・充実 【重点取組】

買物等、普段の移動において自転車の利用を促すため、利用環境を充実するなど、温室効果ガスの排出がなく環境に優しい自転車での移動が楽しめるまちづくりを進めます。

考えられる取組

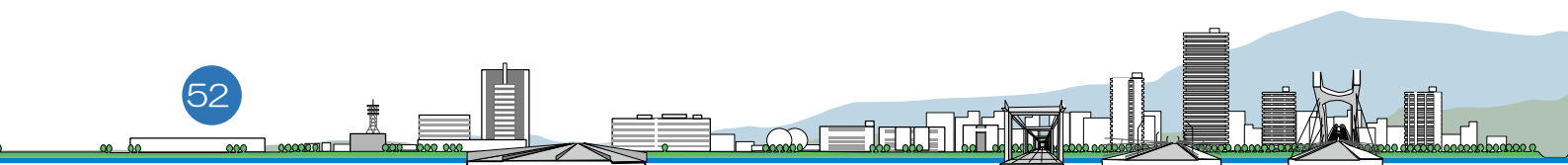
- ・自転車走行空間の整備と交通安全対策の推進
- ・自転車利用者への交通ルールの周知徹底、マナー向上に関する啓発
- ・バス停や周辺での駐輪施設の充実など、サイクルアンドバスライドの推進

Ⅲ-1-③ 市のある魅力的なまちづくりの推進 【重点取組】

農林産物の地産地消を進める朝市・夕焼け市や、資源のリユースを進めるフリーマーケットなど、環境に優しい「市」が開かれるなど、歩いてみたくなる魅力あるまちづくりを進め、地域の環境と人とのふれあいを高めます。

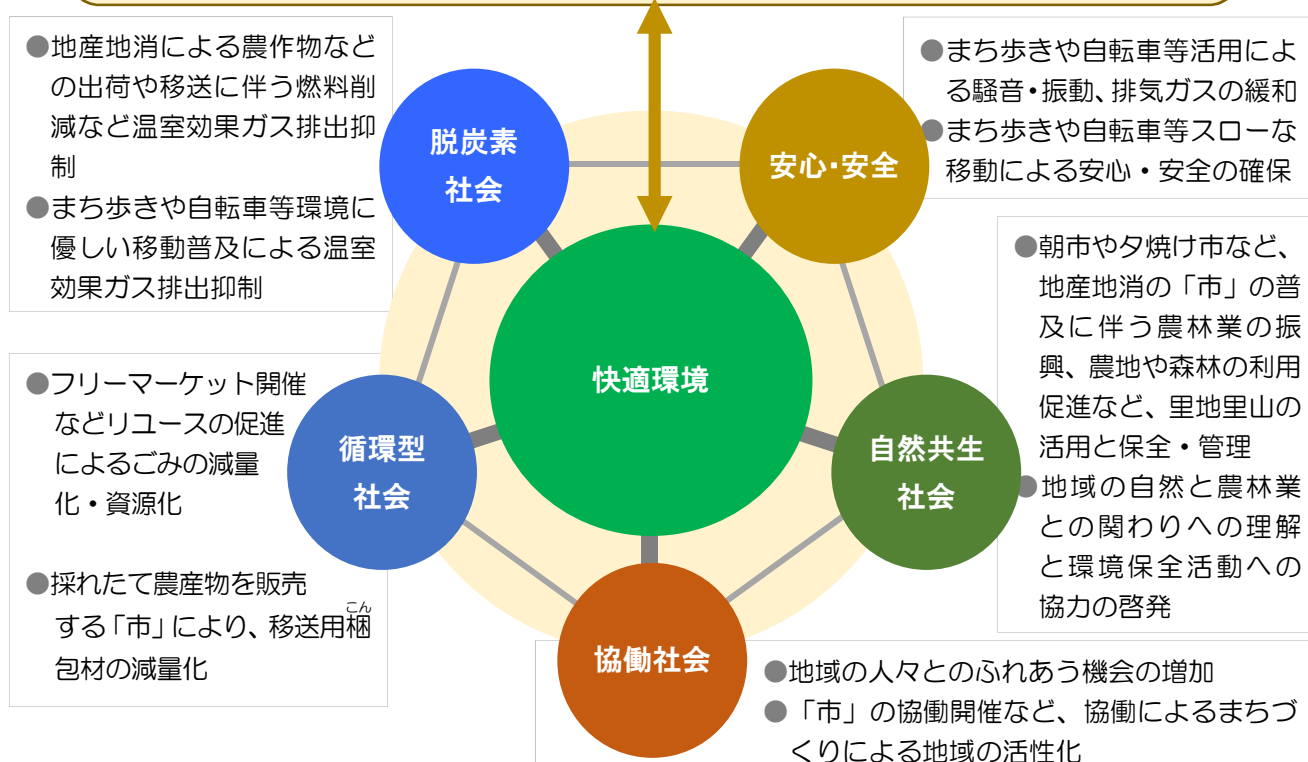
考えられる取組

- ・朝市や夕焼け市の推進、フリーマーケットの開催支援など、環境に優しい「市」があるまちづくりの推進
- ・地域の特性をいかしたまち歩きが楽しめる環境の充実



重点取組Ⅲ-1-①②③まち歩きや自転車が楽しめるまちづくりの推進

- まち歩きや自転車が楽しめる市のある魅力的なまちづくりの推進
- まち歩きや自転車など、スローな移動による人とまちとのふれあいの形成など、地域環境への理解向上
- 「市」の開催などによる地産地消の普及やフリーマーケットなどリユースの促進



各主体の取組

市民	<ul style="list-style-type: none"> ①まち歩きや自転車利用を楽しみ、身近な自然や地域とのふれあいの充実 ②近距離の移動や買い物への自転車の活用 ③地場農産物販売やフリーマーケットなどの「市」の活用と協力
環境保全等活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ①まち歩きや自転車利用の普及啓発活動の実施 ②地場農産物販売やフリーマーケットなどの「市」の開催や開催支援 ③歩道や遊歩道等の管理活動や自転車等交通安全の啓発活動の推進
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ①事業所周辺のまち歩き空間や自転車利用環境の管理 ②適切な駐輪施設の確保、歩道への看板等の据置防止など安心して歩ける環境の確保 ③地場農林産物の活用など地産地消活動への協力と参加
市	<ul style="list-style-type: none"> ①まち歩きや自転車活用の普及、促進 ②安心・安全で快適なまち歩き空間や自転車利用環境の整備と充実 ③地産地消やフリーマーケットなどの「市」の開催や開催支援 ④市民・環境保全等活動団体・事業者の環境美化活動の推進と支援

基本施策Ⅲ-2 地域美化の推進

取組の方向

「厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例」に基づくごみのポイ捨て防止などの取組を進めるとともに、不法投棄の防止を進め、衛生的できれいな住みよい生活環境づくりを進めます。

【現状と課題】

- ・ 市では、平成 15（2003）年 3 月に「厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例」を制定し、ポイ捨て防止を始め、落書きや歩行喫煙、ペットのふん放置などの禁止の普及啓発と対策を進めています。
- ・ 相模川クリーンキャンペーンなどの実施を始め、地域住民等による美化清掃や清掃イベント、不法投棄監視パトロールなどを進めています。
- ・ 「厚木市道路里親制度」による市道の清掃・除草・草花の植え付け管理などの美化活動を進めています（令和 2（2020）年 7 月 31 日現在の里親登録団体は 45 団体）。

【アンケート結果】

- ・ 環境に関する親子アンケートのどのような環境のまちであったらよいかでは、「空気や水のきれいなまち」に次いで「ポイ捨てなどがないまち」が第 2 位になっています。また、市民アンケートにおける生活環境・快適環境について特に対策が必要な取組として「ポイ捨てや路上喫煙」が第 3 位になっています。

【施策の展開】

Ⅲ-2-① 不法投棄の防止

ごみの不法投棄についての予防、ごみ捨てマナーの普及啓発と対策を進めます。

考えられる取組

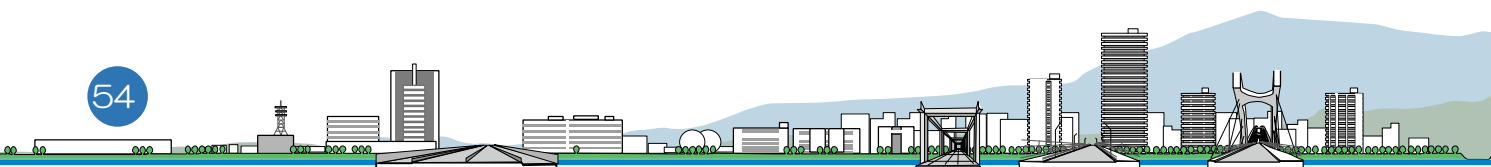
- ・ 不法投棄の未然防止や監視パトロールの推進

Ⅲ-2-② 地域美化活動の促進と支援

市民・環境保全等活動団体・事業者・市の協働によるごみのポイ捨て防止キャンペーンや啓発活動を進め、衛生的できれいなまちづくりを進めます。

考えられる取組

- ・ 相模川クリーンキャンペーンなどへの参加促進
- ・ 地域住民や事業者による地域美化活動や清掃活動への支援と参加への呼び掛け
- ・ 「厚木市道路里親制度」の普及啓発と参加団体の募集と活動支援



基本施策Ⅲ-3 健康で快適な生活環境の確保

取組の方向

市内を流れる河川の水質や地下水、大気環境、騒音・振動、悪臭などに係る環境基準の達成・維持を図るとともに、自動車排気ガスを軽減するためアイドリングストップなどエコドライブや低公害車・次世代自動車の普及を推進し、健康で快適な生活環境を確保します。

【現状と課題】

- ・ 公害苦情件数は、最近は減少していますが、苦情件数に占める騒音苦情の割合が高くなっています。
- ・ 河川水質の代表的指標であるBODの年間平均値は、10年前と比べ低下し、BOD75%水質値では環境基準をおおむね達成しています。
- ・ 大気環境は、光化学オキシダントを除く各物質とも環境基準を達成し、比較的良好な状態が維持されてきています。
- ・ 自動車交通騒音や排気ガスの汚染物質濃度は、低公害車の普及や自動車道・幹線道路の整備と連絡向上などに伴い、改善されてきています。
- ・ 平成23(2011)年に発生した東日本大震災時の原子力発電所事故により飛散した放射性物質による空間放射線量について、継続して調査していますが、市の基準を超える数値は測定されていません。

【アンケート結果】

- ・ 環境に関する親子アンケートのどのような環境のまちであったらよいかでは、「空気や水のきれいなまち」が第1位となっています。また、市民満足度調査における「河川環境」の項目については、満足度と重要度が共に高く、身近な河川や水路の水質や水辺環境に対する意識が高くなっています。



小鮎川



連節バス「ツインライナー」

【施策の展開】

Ⅲ-3-① 良好な水環境の保全

河川や水路の水質の調査と監視に努め、生活排水対策を進めます。また、地下水汚染状況の把握、汚染地の監視に努め、良好な水環境をつくります。

考えられる取組

- ・水質の監視や調査の実施による市民への情報提供、事業所への指導
- ・公共下水道の整備や合併処理浄化槽の促進
- ・地下水汚染の状況把握と情報収集など市民への情報提供と事業所への指導・対策の推進

Ⅲ-3-② 良好な生活環境の確保

大気環境や騒音・振動、悪臭などの公害防止と対策を進め、良好な生活環境を確保します。また、人や生物の健康や生命に影響を及ぼす有害な化学物質の管理体制の把握に努めます。

考えられる取組

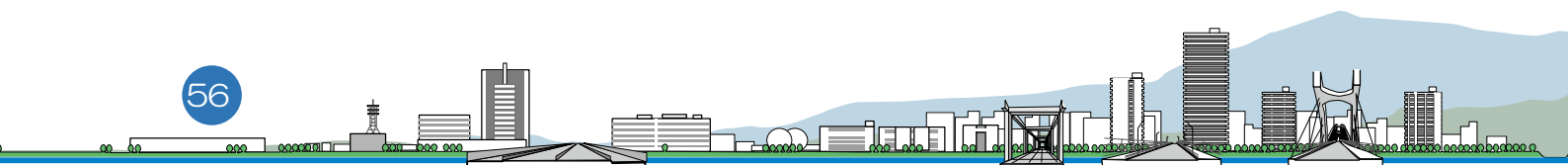
- ・公害苦情に対する調査と指導など、適切な対策の実施
- ・県と連携した光化学スモッグの監視の実施
- ・大気中の有害物質の監視（県）
- ・事業者への化学物質の管理状況報告制度の周知
- ・環境保全型農業の推進、農薬や殺虫剤などの適正使用と管理の普及啓発
- ・東日本大震災に伴う空間放射線の監視継続

Ⅲ-3-③ 環境負荷の少ない交通環境の構築

環境負荷の少ない交通環境の構築を図り、自動車に過度に依存しない快適な移動環境を確保します。

考えられる取組

- ・公共交通機関の利用促進
- ・重点取組「まち歩きや自転車が楽しめるまちづくりの推進」と一体となった環境負荷の少ない交通環境の構築
- ・アイドリング防止の啓発
- ・低公害車の普及啓発



基本施策Ⅳ-1 環境情報の発信・共有の促進

取組の方向

環境の現状や環境保全等への取組状況について、調査や測定、情報を収集し、周知事項などと併せて、紙媒体やホームページなどで分かりやすく発信します。

また、市域の環境に関する調査結果などを活用して、環境教育や環境学習に資するよう教材や情報に取りまとめ、発信、提供します。

【現状と課題】

- ・ 市では、環境の現状について、毎年、「環境の概要（環境保全編）」及び「公害関係調査等（環境の概要（公害編）」）としてホームページ等により、公開しています。
- ・ 環境基本計画の施策の実施状況について、指標の達成状況と併せて、毎年、「環境報告書」として冊子に取りまとめ、情報を公開しています。
- ・ こうした調査のほか、自然環境・生物多様性の調査として、オオタカの観察調査や「厚木市版レッドデータブック」の作成を行っています。今後、こうした成果をいかし、生物多様性の周知と価値の浸透、地域の自然の特徴、課題の共有、保全活動の実践や環境教育につなげていくことが課題となっています。
- ・ 平成 25（2013）年 7 月より、行政情報の伝達として「あつぎメールマガジン」の配信を始めました。「あつぎエコマガ」では、環境に関するお知らせ、イベント情報などを配信しています。
- ・ 環境問題や取組の普及に当たっては、多様な情報ツールを活用して、市民ニーズに対応した適切な情報の積極的な発信と市民からの情報提供が重要となっています。

【アンケート結果】

- ・ 環境に関する市民アンケートの環境学習や環境保全活動について特に必要なことでは、6 割以上の市民が「子どもの頃からの環境学習」を選んでおり、次いで3割以上の市民が「地域の環境問題の情報と共有」を上げるなど、環境学習と情報共有が重要としています。

第 21 回『あつぎ環境写真展』
佳作 「厚木の里山ランの競演」



【取組を進めていくための指標】

指標	現状値・基準値		目標（令和8年度）
① 環境学習教材の提供数	-	➡	10件
② 環境学習動画の総再生数	-	➡	4,000回

【施策の展開】

IV-1-① 環境調査の推進と環境情報の整備

気候変動の影響や温室効果ガス排出状況、ごみの減量化・資源化状況、生活環境の状況、自然環境や生物多様性の状況、環境保全等への取組状況などについて、継続的な調査・測定、情報収集を行い、「環境の概要」や「環境報告書」として整理し、情報を提供します。

考えられる取組

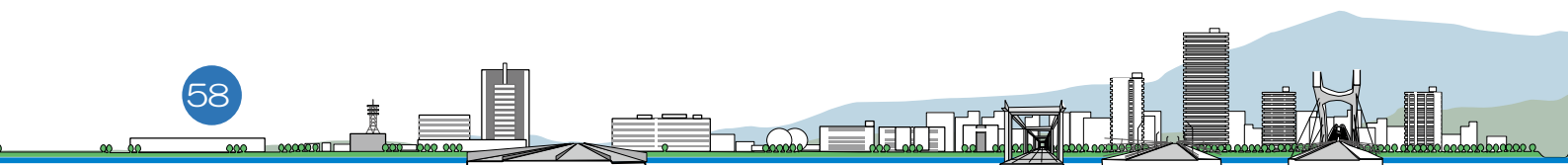
- ・ 定期的な大気や水質、放射線量などの測定や調査の実施とモニタリング
- ・ 温室効果ガス排出状況やごみ処理状況等に関する調査や情報の整備
- ・ 自然環境や生物多様性に関する調査・観察の実施、市民等の生きもの観察情報収集
- ・ 「環境の概要」などの作成と情報提供
- ・ 環境基本計画の施策実施状況「環境報告書」の作成と情報提供

IV-1-② 環境教育・環境学習教材の充実と提供 【重点取組】

気候変動の影響や温室効果ガス排出状況、ごみの減量化・資源化状況、生活環境の状況、自然環境や生物多様性の状況など調査結果などを活用した環境教育・環境学習教材の作成と情報発信を進め、市域の環境や環境保全等の課題の共有、環境教育等の推進を促します。

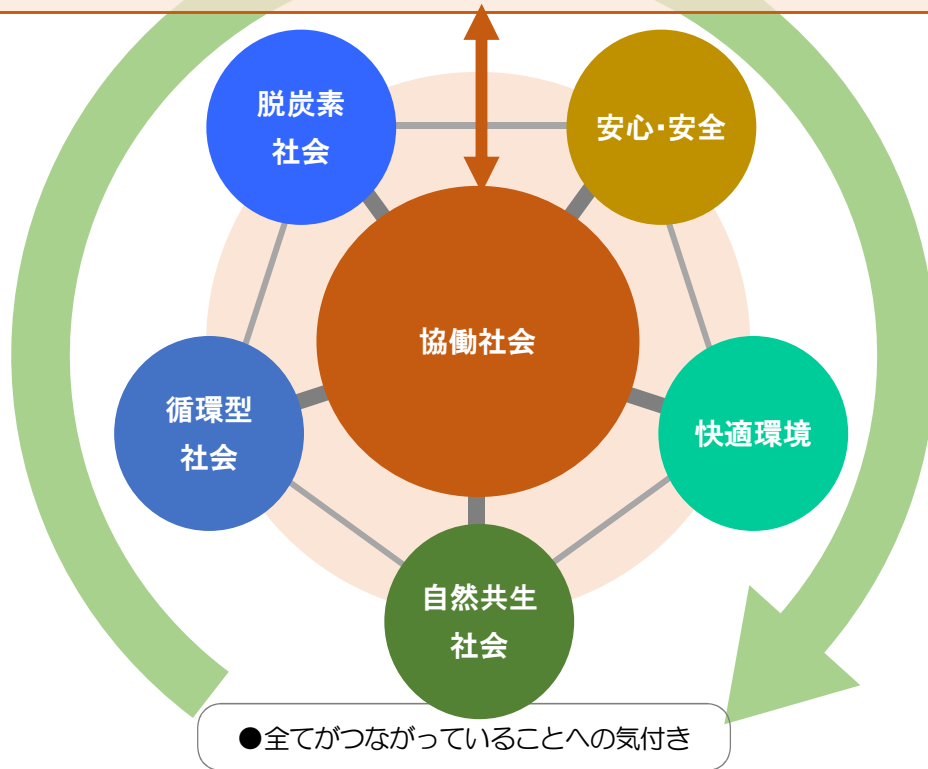
考えられる取組

- ・ 環境教育・環境学習教材の充実と提供
（「(仮)あつぎの環境読本」の作成と提供など）
- ・ オンラインによる動画等情報の提供



重点取組Ⅳ-1-② 環境教育・環境学習教材の充実と提供

- 自然・生きもの観察ガイドの作成と提供など、環境教育・環境学習教材の充実と提供
- 環境教育・環境学習のきっかけや機会づくり
- 環境保全活動への参加促進



各主体の取組

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ①学校で行う子どもの環境教育や体験学習の教材づくりへの協力 ②体験や知識をいかした環境教育・環境学習教材づくりへの情報提供や参加 ③環境教育・環境学習教材を活用した家庭での環境学習の実践
環境保全等 活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ①学校で行う子どもの環境教育や体験学習の教材づくりへの協力 ②環境教育・環境学習・体験学習に関する情報提供や教材づくりへの協力 ③環境問題や自然環境・生物多様性に関する調査や観察の実施と情報整備
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ①事業活動と環境問題や自然・生物多様性・環境資源との関わりに関する情報の提供 ②事業所や従業員の経験や知識をいかした環境教育・環境学習教材づくりへの協力 ③環境教育・環境学習教材を活用した事業所での環境学習の実践
市	<ul style="list-style-type: none"> ①自然・生きもの観察ガイドや「環境の概要」を活用した環境教育・環境学習教材の充実と情報提供 ②環境問題や環境保全等の取組に関する環境教育・環境学習教材の整備と発信・提供 ③環境に関する調査・モニタリングの実施、情報の収集整備

基本施策Ⅳ-2 環境イベント・キャンペーンの実施

取組の方向

環境に係る様々なテーマについて、広く普及啓発するためのイベントやキャンペーンを実施します。

また、環境イベント・キャンペーンなどを通して、厚木の環境をいかし、環境に配慮しながら楽しく暮らしていくための『あつぎエコスタイル』づくりを進め、発信します。

【現状と課題】

- ・ 環境問題の普及啓発に向け、環境フェアやクリーンキャンペーン、環境保全活動、環境学習講座などの様々なイベントや活動を実施しています。
- ・ こうしたイベント情報などを、広報や市のホームページを始め、「あつぎエコマガ」で配信を行っています。
- ・ 環境に関連する市ホームページのアクセス数は、減少後、横ばいで推移しています。
- ・ 環境問題の多様化・複雑化、変化の速さ、情報の多さなど、ニーズに対応した情報を得ることが難しいなどの課題があります。今後、暮らしやすいまちの実現に向け、利用者ニーズに対応した情報提供の仕組みが必要です。

【アンケート結果】

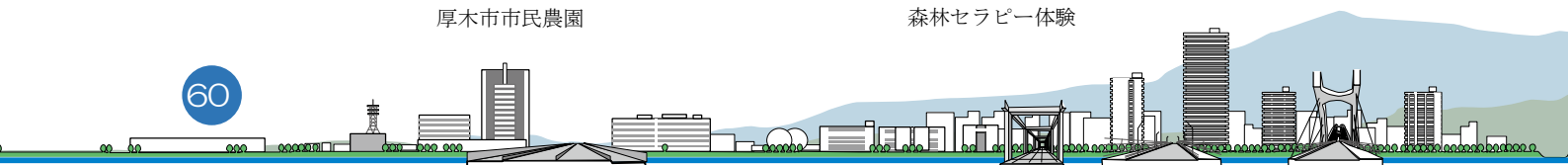
- ・ 環境に関する市民アンケートでは、「参加したことがある・これからも参加したい活動」として、厚木市みどりの基金への募金や相模川クリーンキャンペーンなど美化清掃活動が特に高いですが、回答者の1割前後となっています。
- ・ 「これから参加したい取組」としては、体験学習や施設見学会、環境フェアやさがみ自然フォーラムなどのイベント、講演会、市民農園の利用や森づくり体験教室、厚木市みどりの基金への募金などが、それぞれ回答者の3割以上と高くなっています。
- ・ 「今後、市が優先すべき内容」として、気候変動の影響への適応、再生可能エネルギー活用のほか、省エネ対策やエコライフの推進、食品ロスやプラごみ対策など、日常生活での取組、行動の推進が挙げられています。



厚木市市民農園



森林セラピー体験



【取組を進めていくための指標】

指標	現状値・基準値		目標（令和8年度）
① ホームページ『あつぎエコスタイル』のアクセス数（累計）	-	➡	10,000 アクセス
② あつぎメールマガジン「エコマガ」の登録者数	2,050 人 （令和元年度）	➡	2,500 人

【施策の展開】

IV-2-① あつぎエコスタイルづくりの推進 【重点取組】

環境イベント・キャンペーンを開催し、ライフスタイルに合った環境に優しい行動や活動の普及を進めます。そして、厚木の環境をいかし、環境に配慮しながら楽しく暮らす『あつぎエコスタイル』づくりを進め、持続可能なまちづくりを目指します。

考えられる取組

- ・あつぎエコマガ（メールマガジン）の普及と活用促進（イベント情報やエコライフのヒントなど）
- ・COOL CHOICE や3R、プラスチックスマートの推進、自然とのふれあいなどを楽しく行動できる市民の知恵や工夫に関する情報の収集、募集
- ・『あつぎエコスタイル』づくりと発信、普及啓発

IV-2-② 環境イベントや環境交流・地域連携の推進

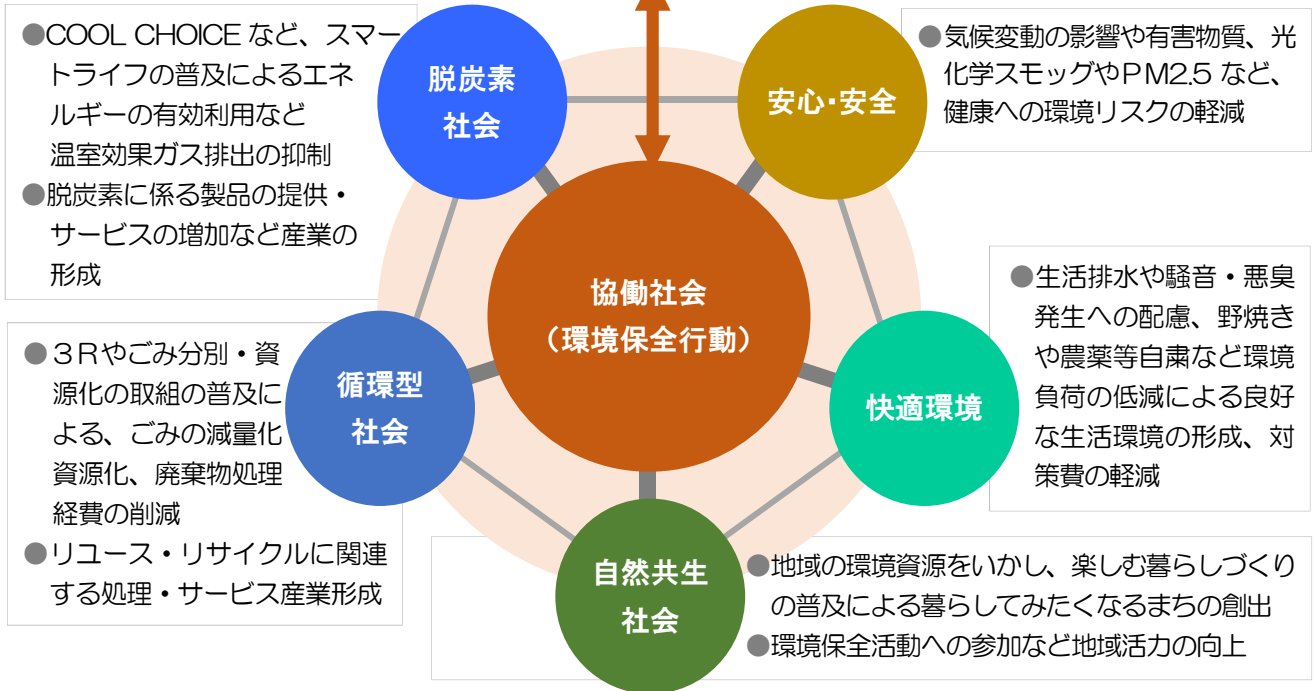
環境に係る様々なテーマについて、広く普及啓発するためのイベントやキャンペーンを実施します。

考えられる取組

- ・環境の各分野に係る環境イベント・キャンペーンの開催と支援
さがみ自然フォーラムや環境フェア、環境学習講座、自然観察会・体験学習など
相模川クリーンキャンペーンなどの清掃、環境美化イベントなど
- ・地産地消に係る朝市・夕焼け市、フリーマーケットなどの『市』の普及と促進
- ・様々な環境交流の促進
- ・環境保全等活動団体の交流促進

重点取組Ⅳ-2-① 『あつぎエコスタイル』づくりの推進

- ライフスタイルに合った環境に優しい行動や活動の普及
- 知識や経験をいかした環境学習や環境保全活動への協力等
- 厚木の環境をいかし、環境に配慮しながら楽しく暮らす『あつぎエコスタイル』の展開
- エコスタイルの相互理解など、環境パートナーシップの形成



各主体の取組

市民	<ul style="list-style-type: none"> ①厚木の環境をいかし、楽しみながら暮らすライフスタイルの実践と工夫 ②ライフスタイルの工夫や実践結果などの情報の「あつぎエコスタイル」への提供 ③厚木の環境をいかし、楽しみながら暮らす地域・人の輪づくりへの参加・協力
環境保全等活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ①「あつぎエコスタイル」情報の収集整備と発信と普及 ②厚木の環境をいかし、楽しみながら暮らす地域・人の輪づくりの推進
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ①厚木の環境をいかし、楽しみながら暮らす地域・人の輪づくりへの参加・協力 ②「あつぎエコスタイル」づくりへの協力、市民等の行動支援
市	<ul style="list-style-type: none"> ①地球温暖化や気候変動、生物多様性、資源、廃棄物、生活環境に係る情報の提供 ②COOL CHOICE など省資源・省エネルギー行動や活動の普及促進 ③食品ロス対策、プラスチックごみ対策の普及、3Rに関する行動や活動の普及促進 ④生物多様性の保全等に関する行動や活動の普及啓発 ⑤生活環境の保全等に関する行動や活動の普及啓発 ⑥地産地消やまちづくりに関する行動や活動の普及啓発 ⑦「あつぎエコスタイル」情報の収集整備と発信、「あつぎエコスタイル」づくり支援

基本施策Ⅳ-3 環境教育・環境学習・環境保全活動の支援

取組の方向

子どもの頃からの環境教育・環境学習を推進するとともに、協力団体等と連携し、学習講座や体験学習、施設見学会等を開催し、環境に係る意識の啓発と、自ら率先して行動できる人材の育成を図ります。

環境保全等活動団体への支援や環境保全行動促進ツールの充実などにより、自ら率先して環境保全活動を実施する環境を整えます。

【現状と課題】

- ・ 環境学習講座や体験学習、施設見学会等への市民参加者数は、年によって変化が見られますが、毎年10万人前後の市民が参加しています。
- ・ 環境保全ボランティア活動への市民参加者数は、目標には達していませんが、大きく増加するなど、市民の環境保全活動への参加意欲は高いと考えられます。
- ・ 学校における環境学習は、学習指導要領の「総合的な学習の時間」で行われることが多いですが、ゆとり教育の見直し以降減少しました。2017・2018年改訂の学習指導要領では、各学校での創意工夫をいかした特色ある教育活動のため、総合的な学習の展開が期待されています。環境に係る学習では「体験活動の充実」として、「生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性を実感するための体験活動の充実、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験の重視」が掲げられています。
- ・ 学校における体験を通じた環境学習を進めていく際には、教員の教材準備等の負担軽減、家庭や学校、地域の幅広い協力や支援が必要になっています。

【アンケート結果】

- ・ 環境に関する市民アンケートでは、「参加したことがない。これから参加したい」取組としては、「リサイクル体験学習やリサイクル施設見学会」、「環境市民学習講座（施設見学や体験学習）」、「環境フェアやさがみ自然フォーラムなどのイベント」、「環境を考える講演会など、環境に関する講演会」、「市民農園の利用や森づくり体験教室」、「厚木市みどりの基金への募金」などが高くなっています。
- ・ 今後、市が優先すべき内容として、「子どもの頃からの環境教育・環境学習の推進、環境講座の充実」が「早急に取り組むべき」と「なるべく優先させる」を合わせて、65%以上と高くなっています。

【取組を進めていくための指標】

指標	現状値・基準値		目標（令和8年度）
① 環境市民学習講座等の参加者数	52人 （令和元年度）	➡	200人
② 市民アンケートの数値『環境教育や環境学習の取組が進んでいると思う市民の割合』	24.5% （令和元年度）	➡	50%

【施策の展開】

IV-3-① 環境教育・環境学習の推進 【重点取組】

協力団体等と連携し、学習講座や体験学習、施設見学会等を開催し、環境に係る意識の啓発と、自ら率先して行動できる人材の育成を図ります。

考えられる取組

- ・ 環境教育・環境学習の支援体制の充実
（環境学習講座、環境学習指導員等の派遣、環境教育・環境学習教材の提供など）
- ・ 地域と家庭、学校が連携した環境教育・環境学習の推進
（エコスクールの普及、地域と連携した環境・エネルギー教育への取組支援）
- ・ ジュニアエコリーダーの育成、環境学習指導員等の育成
- ・ 市内の環境教育・環境学習に係る民間施設や公共施設との連携強化の推進
（環境センター、公民館、博物館、学校や研究機関、民間の体験・ふれあい活動や施設など）

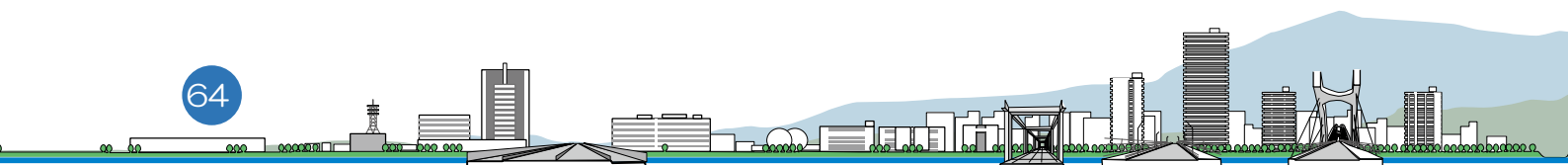
IV-3-② 環境保全活動の促進・支援

環境保全活動を行っている団体への支援や環境保全行動促進ツールの充実などにより、自ら率先して環境保全活動を実施する環境を整えます。

市内で環境保全活動を行っている市民や団体・組織、事業者を発掘・PR するための方策を検討します。

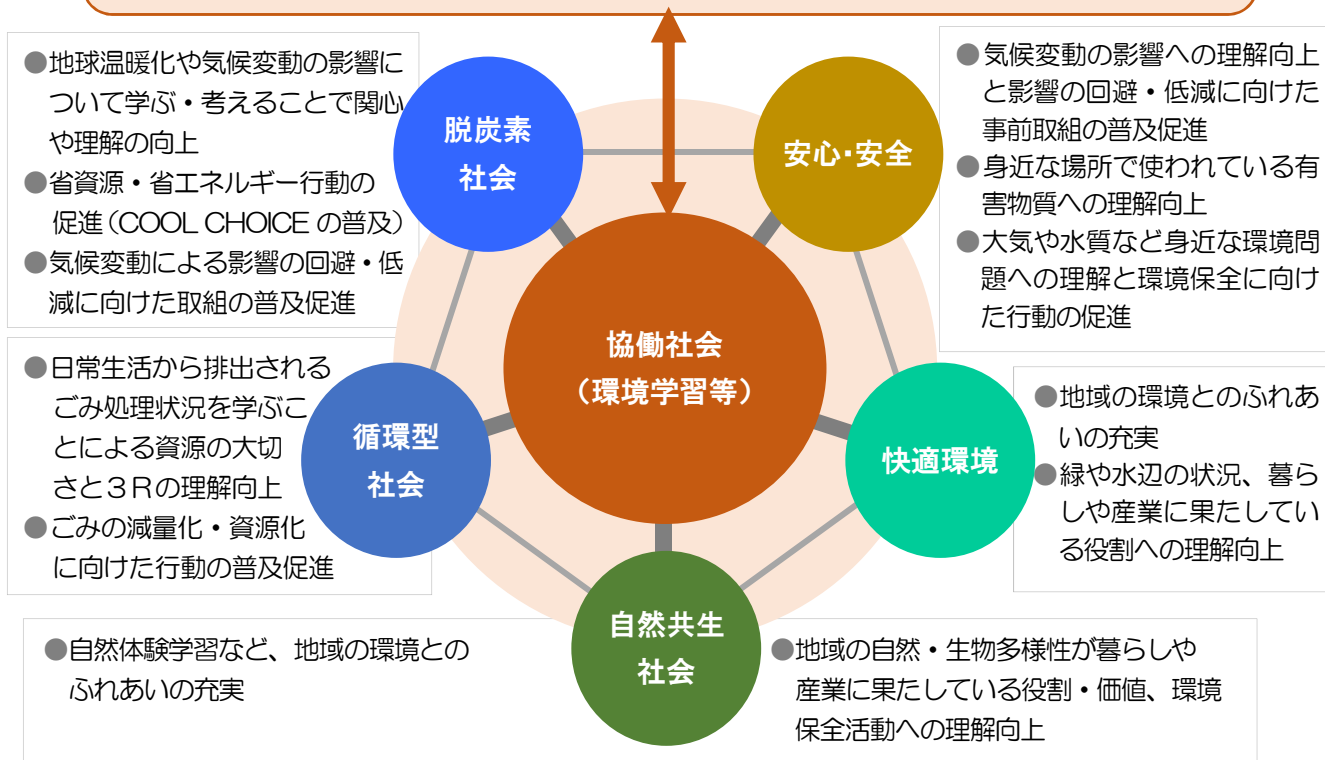
考えられる取組

- ・ 市民・環境保全等活動団体の環境保全活動の推進と活動支援
- ・ 環境保全行動促進ツールの充実



重点取組Ⅳ-3-① 環境教育・環境学習の推進

- 学校や家庭での環境問題や取組への話し合いの機会の増加
- 学校や家庭、地域での取組の実践と普及
- 自然観察や環境保全活動などの体験学習による地域環境や活動への理解の育成



各主体の取組

市 民	① 環境問題や厚木市の環境と暮らしとの関わりについて知る・学ぶ・考える・広める ② 学校で行う子どもの環境教育や体験学習への参加、協力 ③ 経験や知識をいかした環境教育・環境学習・体験学習への支援実施 ④ 環境保全等活動団体・市が開催する環境学習講座等に参加、協力
環境保全等活動団体	① 学校の環境教育や環境学習への講師派遣などの支援 ② 子どもの環境学習、体験学習に関する講座や活動などの支援 ③ 環境問題や自然環境、生物多様性に関する講座の開催
事業者	① 学校の環境教育や環境学習への講師派遣や授業補佐などの支援 ② 事業所や従業員の経験や知識をいかした環境教育・環境学習への協力、支援 ③ 事業所での環境学習の推進
市	① 環境教育、環境学習の支援体制の充実 (環境教育教材の提供、講座支援など) ② 地域と家庭、学校が連携した環境教育、環境学習の推進 ③ シュニアエコリーダーの育成、環境学習指導員等の育成 ④ 市内の環境教育、環境学習に係る民間施設や公共施設との連携強化の推進 ⑤ 市民・環境保全等活動団体・事業者の環境教育、環境学習の開催支援など



ライフスタイルイノベーションが促す地域循環共生圏（衣食住編）



資料：環境省

ライフスタイルイノベーションが促す脱炭素型の地域循環共生圏（環境省、令和2年版白書から）

